

参考文献『佐賀県史』、『太宰府天満宮資料』、『松浦党研究』、古賀稔康著『松浦党武士団一揆の成立』、『有浦文書』、『青方文書』、松浦史談会編『末盧国』、伊万里郷土史研究会編『烏枕』、『佐賀県資料集成』ほか。

728

第一章 近世のころ

第一節 近世の概説

第一項 江戸時代

江戸時代とは、徳川氏が江戸に幕府を開いた慶長八年（一六〇三）から、徳川氏十五代将軍慶喜が大政を奉還した慶応三年（一八六七）までの二百六十四年間を指す。ここでは九州における近世のはじまりといわれる豊臣秀吉の九州征伐、すなわち天正十五年（一五八七）から、唐津藩最後の小笠原氏の家臣・大参事以下の役人が解職され、旧藩の施設と人民、土地を、伊万里県唐津出張所に引き継いだ明治五年（一八七二）までを記述の対象とした。

さて日本の主要部をほぼ制圧し、全国統一を順調に発展させていた秀吉は、九州についても外交的には着々と手を打ちつつ機をうかがっていたが、島津、龍造寺、大友の三者並立が崩れて、島津の勢力による九州統一が眼

前に迫ると、突然起つて島津氏の征伐に向かい、九州勢を動員しながら、中央の軍團を徐々に九州へ送り込み、島津氏の本城に迫つた。

秀吉の九州平定はわずか二カ月で終わり、その後の九州は肥後の熊本に佐々氏、筑後久留米に毛利氏、筑前国は小早川氏、豊前中津に黒田氏、九州ののどもと小倉には森氏というように、秀吉腹心の武将がすえられ、兵農分離による武士の城下集中と、検地による農民の再編成をしたことで、中世的族團共同体制から脱け出て、地域的封建領主制すなわち近世的大名制へと、大きく変動していった。

ところで、筑紫の坊主とよばれて秀吉に目をかけられた博多の豪商神屋宗湛は、九州征伐のころは唐津に住んでいたが、秀吉西下の折にも、博多で秀吉に会っている。いっぽう、唐津を支配していた岸岳城の波多鎮（またの名は親、後に信時と改めた）は秀吉へのあいさつが遅れて不興をかつたが、鍋島氏の口利きで事なきを得た。

波多氏は松浦党の一員であり、波多村の在村小領主で、周辺の同族在村小領主を支配下におき、盛の時代には最盛期となつたが、後に竜造寺氏に制圧されて竜造寺氏の目下の同盟者となつた。

唐津における中世の終末は、朝鮮出兵に伴う名護屋陣の設営である。天正二十年（十二月に文禄と改元）一五九二）九州西北端の一寒村名護屋の地に、十数万の軍勢とこれに従う商人が集中した。人が集まれば物も集まる。文化も流入されたであろう。このことは停滞していた唐津地方の人心を、はげしく揺さぶったにちがいない。

天正二十年十月、出征中の波多親（またの名は鎮、信時）は、朝鮮晋州城の攻略に惨敗して戦線を離脱し、しばらくは所在不明となつていたが、のちに基地に帰着した。このときの親の行動は秀吉の激怒するところとなり、文禄二年（一五九三）五月、岸岳城とその支配地は没収され（鍋島文書）、その身は常州筑波山の麓に流されて、佐竹氏の合力で世をしのぐ身となつた。

第二項 寺沢藩治政

没収されて太閤蔵入地となつた旧波多領、草野領の代官として、文禄二年九月、寺沢志摩守広高（てらざわしまのみひろたか）が任命され、あわせて名護屋城を預ることとなつた。これが実質的な寺沢治政のはじまりであり、代官任命に先立ち旧波多領の検地が行われた。

慶長二年（一五九七）の某月、郡内の太閤蔵入地は残らず寺沢氏の知行となるが、確かな史料は見当たらない。翌三年正月、薩摩出水郡、肥後水俣で二万四千石余（慶長十九年幕領となつて怡土郡と交換）が加増され、六万一千六百三十七石の知行となつた。

志摩守は野戦の武将といった器ではなく、後方の軍需補給、外交、指揮連絡など、経営、管理、統制などの才能に恵まれていたらしい。秀吉が没すると、いち早く徳川氏の陣営に参入し、会津の上杉征伐から関ヶ原戦（慶長五年）一六〇〇）へと、徳川氏の制覇を助けて奔走した。

志摩守は、関ヶ原の功績で肥後の天草郡を拝領し、旧領と併せて十二万三千石の知行と呼号される。松浦郡および怡土郡で八万三千石という事実がいつの時点で確定できるものか、また天草四万石についても問題があり、一概に納得できないが、この後、慶長七年（一六〇二）から六年間、唐津城構築が進められ、城下町としての唐津が誕生した。

一 元和検地

元和二年（一六一六）領内の総検地（ぜんぢち）が行なわれ（いわゆる元和検地）、その結果松浦郡の古高六万三千三百石五

斗（前掲の六万千六百三十七石とは文書上差異がある）が八万二百四十一石九斗八升一合となり、怡土郡二万九十六石五斗七升が二万七千八百九石五斗六升となつた。合計して二万四千九百二十二石四斗七升一合の打ち出し、率にして三割弱の増加、合計十万八千五十一石五斗四升一合となつた。

志摩守は元和検地によつて、領内の土地所有関係をはつきりさせ、村々の境界や、庄屋、耕作する名請け人を決定すると、日常生活の指針となる村々の定法を定めて公布した。外様大名である志摩守は、幕府の役職につくことはなく、領内の経済開発と、収入の増大のみをめざして、内治に全力投球した。

寛永二年（一六二五）十二月、志摩守は六十三歳で隠退（『松浦叢書』）。他の本には寛永四年隠居ともある）、次男の兵庫頭堅高が家督を相続した。同十年四月一日、志摩守は江戸屋敷で死去。墓碑は唐津・鏡神社境内に建てられた。一般に大名は参勤交代で江戸住まいが多いため、隠居後は江戸の下屋敷などで死期を迎えるのがふつう。墓碑を国元にもつ例は少ない。唐津藩で地元に埋葬された藩主は、この志摩守と、土井利延、それに小笠原長和の三人だけである。なお水野忠光の碑が唐津雄岳山にあるが、これはその遺志で剣と衣が納められたものである。

注 庄屋・村方三役の一つ。村内の治安・勧農・水利土木・年貢取り立て・祭礼などの村政全般をつかさどり、对外、領主との折衝に当たつた。

検地^リ 領主が領内の耕地を一筆ごとに測量し、耕地の所在地・等級・面積・生産高と耕地の持ち主を定め、村の範域を確定すること。これを帳簿にしたのが検地帳。

二 寺沢氏断絶

寛永十四年（一六三七）十月、寺沢二代目兵庫頭堅高の代に天草、島原の乱が発生し、天下の衆目は南海の一点に集まつた。唐津領である天草では、番代の三宅藤兵衛が富岡城を打つて出、上島の上津浦で一揆勢と対決した

が、敗れ、下島の本渡に退いた。本渡では援軍を加え、山口川を挟んで一戦を交えたが再び敗れ、藤兵衛は自決した。唐津軍は残兵を再編して富岡城にこもり、奮戦のすえ、ようやく一揆軍の猛攻を退けた。一揆軍は海を渡り、島原の一揆軍と合流して原城にこもつた。

島原の乱終結後、一揆の原因は政治の拙劣さに起因し、その責任は重大だが、よく富岡城を死守したとして、寺沢氏は天草領を没収されただけで、城付きの八万三千石はそのまま領知することを許された。しかし、兵庫頭は天草の失地をくやみ、正保四年（一六四七）十一月十八日、発作的に江戸屋敷で自殺し、跡継ぎがなかつたため寺沢氏は断絶した。

寺沢氏の断絶によつて、旧寺沢領は幕領となり、受け取りのため大目付の兼松弥五左衛門、使番の斎藤左源太、津田平左衛門が派遣された。また留守になつた唐津城には、備中高松城の水野伊勢守と、豊後竹田城の中川内膳正が在番を命ぜられた。

慶安二年（一六四九）二月、有名な勧農条例である「慶安御触書」が公布されたが、そのころの唐津は幕領の時代であつた。

注 慶安御触書＝江戸幕府が諸国の郷村に出した御触書。三十二カ条に及ぶもので、領主、代官、村役人への服従を説き、領民に対する封建領主の支配政策を示している。

第三項 唐津藩譜代大名治世

一 大久保氏

慶安二年（一六四九）七月四日、大久保加賀守忠職ただもとが、播州明石から唐津に転封してきた。大久保氏の明石時代は七万石の知行高であったが、転封に際して一万三千石が加増され旧寺沢領の松浦郡、怡土郡の八万三千石がそのまま大久保領となつた。大久保氏は、徳川氏譜代の家臣から大名になつた家筋で、唐津城はこれから以後、代々譜代大名が城主となつた。

戦国の余勢をかつて、強力な武力を背景につくりあげた徳川政権も、三代を過ぎるころから、武力では解決できない社会経済問題が多くなり、政策の転換を迫られるようになつていた。強力に統制された農民の生産活動のなかから、余剰が徐々に生まれ蓄積されて、その経済活動は無視できなくなつていて。また幕府の大名統制によつて生み出された失業武士の横行は、社会不安を深刻なものにしていた。

徳川の譜代大名は幕府と一体であり、その独自性は、大名間では強調されても、対幕府の関係では薄かつた。各藩の政策は、地理的、歴史的条件に相違があつても、幕藩体制の枠組みから外ることはなかつた。

大久保氏の唐津政は、慶安の「御触書」以後であるが、略奪的な農民収奪の政治は限界に達し、農民にある程度の余裕を認める政治となつていつた。大久保氏は先進地の明石から漁民を、また京、大坂との取引きのある町人も連れてきていたかもしぬれない。いずれにしても農業以外からも収入を得ることを考慮しなければならない

時代になつてきていた。

忠職は小倉の小笠原氏とともに、西国探題を勤めた。その職責は長崎警備にあるが、後の土井、水野、小笠原氏も長崎巡視が幕府にたいする最大の公役となり伝承された。

大久保二代目の忠朝は唐津城主でありながら、幕府老中に就任した。就任した翌年の延宝六年（一六七八）正月には、下総の佐倉へ転封を命じられた。

庄屋転勤制の始まり 忠朝は延宝二年（一六七四）、初めて十カ年期限転勤制の庄屋制度を定めた。これは後に勤務成績によつて、年限をきめず、藩の意向のまま転勤させられるようになつた。

二 松平氏

延宝六年（一六七八）正月、大久保氏と入れ替わり、松平氏が就封した。唐津領のうち一万三千石が幕府に引き上げられて、松平氏の知行は七万石になつた。

浦方庄屋の始まり 松平氏の藩政時代には山奉行、浦奉行の役職が置かれた。代官の手から山方、浦方の事務を

分離したもので、特に浦方は親村から浦分、海士分、釣分を分離し、それに庄屋を置いた。松平氏の治政は、三代十三年と短かつた。

三 土井氏

元禄四年（一六九一）、松平氏は土井氏と替わる。土井氏の時代になると、史料が出てくるが、その最初は定免制の実施であつた。農業生産の安定的維持に農民が自信をもち、計画的な農業經營が可能になつていつたが、いっぽうでは貧富の差がひどくなり、田畠を失つて小作人になる弱小農民や農業を放棄して日雇いになつていくつぶれ農民なども生まれていつた。

藩の収入も、大坂市場での年貢米の売り払いだけに依存できずに、地元の商人に払い下げて交易物流をさかんにし、地元の商人をにぎわして、商業流通のなかから収入を得ることを考えたり、櫻の植え付けや、捕鯨の事業などと農業以外の経済活動をも活発にさせたが、その弊害もまた出てきた。そこで享保の改革に似せた藩政の改革が行なわれた。

注 定免制 = 定率の租税納入制をいう。

享保の改革 = 徳川幕府三大改革の一つ。將軍吉宗在職中（一七一六～四五）、幕府政治強化のため施行された改革の総称。主に法制の整備と文教・社会政策、官僚体制の強化と文治主義政策、経済政策について改革が行われた。

砂子の席論

延享二年（一七四五）「砂子の席論」と呼ばれる紛争が生じた。たまたま藩の役人が公式の場所で、町方の者を村方の者より上席に待遇したということで、村方を代表した大庄屋連中が不服として村方上席を主張し、不買同盟の音頭とりをした。結果は村方の主張が通ったが、庄屋側には犠牲者が出了た。宝暦九年（一七五九）には、領内の 大庄屋三人が伊勢参りを口実に江戸へ出て、うわさでは近々、土井氏転封のことなので、是非その事がないように取り計らつてもらいたいと、幕府のその筋に願い出たが追い帰された。宝暦十三年（一七六三）、土井氏は下総古河城へ所替えとなつた。

四 水野氏

土井氏と交代した水野氏は六万石。従つて七万石の旧土井領から一万石が引き上げられた。この一万石を上知したとあるがこれはまちがいで、実際は取り上げられたものであつた。

さて明和一安永一天明時代（一七六四～一七八九）は悪名高い田沼の時代で、贈収賄が横行し、町方では冥加金

や運上金などをもつて商人は商業上の特権をあさつた。しかし唐津では町方の経済力が弱く、農民が作り出す米の経済力には及ばなかつた。藩の経済力も、農民の力を借りないことは何もできなかつた。そこでその力をいかにして引き出し、どんな方法で收取するかが、地方役人の任務となつていた。

明和八年（一七七一）正月、地方役の小川茂木は領内の庄屋にたいし、その村の田方にについて各分帳の提出命令

反別谷分帳の提出を命じた。各分帳は村内の田の所在位置を谷筋、おそらく水掛りの順に一筆ずつ書き上げさせ、検地帳に引き合わせて間違いないことを保証させた。実質的には検地同様の内容となつた書類。永川成や水洗、砂押など年貢免除の田畠の位置が明らかとなり、現状が簡単に確認でき、さらにはその一筆一筆の田畠にイロハ番付けを行い、隠し田などができるないように計画した。計画は完全に終了したかどうか不明だが、この計画が松原一揆発生の根本原因にもなつた。水野氏は唐津就封以来、連年藩士の俸禄を切り下げており、藩財政は火の車であつた。

注 永川成 = 唐津藩での土地制度上の呼称。川床となつた荒地をいう。

砂押 = 砂や小石が流入し劣悪となつた耕地。

虹ノ松原一揆発生
一揆は領内の一軒から一人の見当で動員され、一万数千人の農民が明和八年（一七七一）七月二十日から四日間を虹ノ松原で野宿した。要求の具体的な内容ははつきりしないし、解決の内

容も具体的にははつきりしない。それに敵役であつた小川茂木も松野尾加藤治も、一揆解散のあと役は解かれたが、小川は馬廻席に、松野尾は中小姓席にそれぞれ入つている。さして厳しい扱いを受けた形跡がないのは、藩当局の一揆による影響が、そう深刻なものではなかつたかとも考えられる。

産業振興に着手 この農民一揆があつても藩政の改革は成果をおさめず、藩財政の危機は続いた。農民からの収取には限界があることを知り、あらためて財源を求めて財政のもととなる産業振興に向かうはなかつた。その一つが捕鯨であり、製紙であり、石炭採掘であつた。いずれも新しい事業ではなく、これまでも行わってきた事業であつたが、水野氏の時代になつて、藩の援助がさらに強化された。

このころ書かれた『肥前国産物絵図』にはその実体がよく描かれている。肥前国産物とは唐津領産物のこと。著者は、馬廻百五十石の水野藩士木崎攸軒であつた。(第一章第三節第六項七参照)

捕鯨や大數で有名な中尾甚六や常安保道の全盛時は天明から寛政(一七八一～一八〇一)にかけてであり、石炭の藩仕法は天明八年(一七八八)、紙方役所の設置も天明年中で、七十二文を銀一匁と見立てた藩札の発行も、このころから始まつたようだ。

松平定信の寛政改革に習つて、唐津でも寛政年中(一七八九～一八〇一)に各種の藩政改革が行われた。藩政とはいつても農政のことで、それも村役人と一般の小前農民との信頼関係を強固にして、村と藩役人との年貢収納を円滑にするのがねらいであつた。もちろん一面には年貢増徴のねらいも、隠されてはいた。とくに村役人の執務姿勢にたいしては藩側も疑念を抱いていた。

注 寛政改革・幕府三大改革の一つ。将軍家斉の筆頭老中・松平定信(老中在職一七八七～一七九三)によつて行われた行政、教育など政治全般にわたる政策の総称。

文化二年(一八〇五)藩主が代替わりをすると、藩政改革を推進していた一本松大炊が閑職に追われて、藩主親政が宣言された。庄屋層に厳しかつた一本松の退役は、庄屋たちを喜ばせたが、それでも同七年には五十軒の村で、二十軒が「つぶれ百姓」になるほどの村も出ていた。

五 小笠原氏

文化九年(一八一二)五月、水野忠邦は唐津城主の家督を相続し、一本松を再起用して藩政を任せ、自らは家名宣揚のためにと幕府の役職をねらつて奔走した。かくして松浦郡一万石を上知して遠州浜松城へ去つた。一万石の上知については、一本松は絶対反対を主張した。忠邦の独断でできることではなかつたろうが、おそらく忠邦が信任していた勝手方の拓植某なる者を通じて大庄屋たちの同意を取りつけたものと考えられた。

大土井一揆発生 藩主の入国に際しては、その費用にもこと欠くありさまであつたため、迎える唐津藩の郷村で同情して、米一千俵の拠出を申し出て、その代金として三百両を贈りこれを助けた。しかし前領主・水野忠邦の一万石の上知問題に対しても世論の抗議が激しく、その年の暮れには「大渡り寄り」(唐津和多田の大土井一揆)と称される百姓一揆が発生した。

文政三年(一八二〇)には御国益方の仕法が始まり、藩財政の赤字を克服するために大規模な楮植え付けの事業が始まつた。その一つが捕鯨であり、製紙であり、石炭採掘であつた。いずれも新しい事業ではなく、これまでも行わってきた事業であつたが、その成果は芳しいものではなかつた。

文政六年には十分な引き替え準備も用意しないまま藩札を乱発したので、文政七年にはその価値が半分以下にも低落、翌八年には藩札の切りつぶしを行つた。

注 上知=上地とも書く。あがりちとも読む。ここでは幕府領として差し出した土地のこと。

国益方=唐津藩の収入増のため設けた役所。産業開発役所というものの。

仕法^レ = 運営の方法のこと。

日錢人頭税始まる

文政十年（一八二七）には累積した巨額な借金を整理するために、御趣法方が設けられ、一人と手数料の收取を目的とした仕組みも始められた。

日錢徵收はその成果も不明のまま、天保四年（一八三三）五月で中止されたが、はじめの計画では十ヵ年間の実施を計画していたようだ。

天保六年には唐津藩御館入りの、大坂藏元の長崎屋平右衛門が西下してきて、藩の借金が六十万両にも達していると告げた。さきに趣法方発足の折には藩の借金は三十三万両と公表していたが、その結果はどうなったか、全く判明されていない。

天保九年（一八三八）には幕府巡見使が唐津に入り込み、幕領の嚴木、大川野、及び草野の山内筋で庄屋排斥の百姓一揆^キが発生した。

注 趣法方^レ = 財政整理事務所というよくなもの。

御主意楮植え付け
天保十三年（一八四二）には、百万本の御主意楮^{こうぞ}の植え付けが始まり、併せて諸木植え付けが推進され、藍^{あい}作りや甘蔗^{かんしょ}の栽培も奨励された。

弘化（一八四四）から嘉永、安政の時代（一八五九）には、外国船渡來のうわざが流され、長崎警備に一半の責任を持つ唐津藩では、たびたび士卒を長崎に派遣していた。

このころ、初代藩主長昌の遺子で部屋住みの身であった長行^{ながみち}は、ようやく世に出て、藩主長國の世子となり、安政五年（一八五八）から三カ年ほど藩の政治に直接関係するが、姑息因循^{こうそいいんじゆん}な老職に遮られて真価を發揮すること

なく、後に幕閣となつて唐津を去つていった。

元治元年（一八六四）の第一次長州征伐には、藩主以下二千百人ほどの士卒と三十隻の軍船を小倉に出したが、戦争にはならず、帰藩した。第二次の長州征伐には唐津藩は出兵を免除されたが、幕府軍総責任者の長行が小倉口で指揮を執っていたので、その従兵として唐津藩士は八王子千人隊とともに白木崎（北九州市大里あたり）に配備させられた。

慶應四年（九月八日、明治と改元）一月の戊辰戦争には、唐津藩兵は京都、江戸の警備兵として駐屯、前線には出なかつたが、いっぽう東北の地に走つた長行を追つて唐津藩を脱走した有力兵は会津、出羽、函館で戦い、数人が戦死した。

明治二年（一八六九）、版籍奉還。翌三年、藩制を一新して新時代に備え、明治四年七月、廢藩置県の令が発せられ、明治五年二月、旧藩の役所と役人を解体解放して唐津藩は消滅した。

第二節 幕藩体制

幕藩体制とは、中央権力である幕府と、地方権力である各藩が、権力を維持、強化するため協力して、幕府の天下、諸藩の領地の支配を全うする強固な政治体制をいう。

体制の基礎は、右の権力と、その権力が直接支配し、年貢^{ねんこう}と夫役^{ふやく}を直接負担させる農民との支配、服従の関係であり、その農民は検地によつて、一定の土地を保有させられ、家族単位で耕作する小農民である。

権力と農民との間には、その間にあつて農民から余得をかすめ取る地主や土豪の存在を許さなかつた。

年貢徵収の基準は石高で示される。村には村の石高がある、個々の農民にはそれぞれの石高がある。その石高にたいして免すなわち税率が定められ、村の石高に掛けられた。村は、農民の石高に応じ、個々に年貢を割り付けた。年貢を納める責任が村の単位で存在していた。

幕府が各藩に命じた非常の場合の軍役も石高で割り当てられた。一藩の石高は、領内全村の石高の総計である。藩士が知行としてあてがわれた石高は、一藩の石高から領主権力者が分知したものであつた。

注 年貢 田畠の耕作者がその領主に対し納めた貢租。

夫役 江戸時代の労働課役のこと。米で代納する場合は夫米という。

石高=一定の土地の生産力を米で表現する生産高表示方法。

幕府 幕府の実体は、強大な実力であつた。全国に散在する約六百八十万石の所領。京都、大坂、長崎などの政治上、経済上の主要都市も直接把握し、佐渡、石見などの鉱山も支配していたので、その経済力の巨さと、領地による武力の強さは、旗本五千有余、御家人一万三千強、それに陪臣を加えると、俗にいう「旗本八万騎」というほど、その大きな組織と実力をもつていた。

幕府はその政権を固めるために、大名の統制策、京都の朝廷にたいする政策、寺社にたいする施策なども怠ることはなかつた。とくに大名の統制策としては武家諸法度をたびたび改訂してその行動を制限し、江戸参勤を義務づけ、大名の知行権を將軍の全國統治権のなかに含ませて、諸大名の政治的地位を、名実ともに幕府の支配下に置いた。

諸藩 諸藩は、幕府の中央集権下に、各自の領地支配を完全に実行できる機構を整え、幕府権力にたいしては独自の権力を形成して幕府権力との関係を調整しつつ、地方権力としての地位を安定させていた。

権力主体 としての藩制を確立するためには、領内主権の確立を第一に、藩士の統率、土地、人民の統制、領内経済の振興などに粗漏が生じないよう、厳重に対処せねばならなかつた。

藩士の統率については、家臣団を組織し、領民の統制と領内の警備に当たらせた。藩士は城下に居住し、領主は広壯な城郭を構えて、領民統治の中心とした。各藩にはそれぞれに藩士の規律を正し、家中の統制を行うための法度が定められ、また職制が定められて家老以下小役人、足軽、小者にいたるまで厳然とした身分の階層がつくられた。

藩士の統率を整然たるものにして、藩主権が確立すると、その機構の下で、領地の管理、領民の統制を行つ藩制の基礎ができた。

領民 大名は農民から武器を取り上げ、強い力で一揆を押さえ、耕作者としての身分で土地にしばりつける。

黙々として耕作に励み、滞りなく年貢を納めるように強い統制を加えて、その生活を村の中に閉じ込めた。村の中は、庄屋以下の村役人を中心には、ある程度の自治的な共同生活が許されたが、村役人もまた藩の目付的 existence であった。

土地にたいする領主権が確立すれば、そこからできるかぎりの年貢を取り立てるというのが藩経済の原則である。その手はじめに、荒廃した耕地の復旧、商品作物の導入と栽培法の研究、水利施設の改良などが行われ、とくに新田の開発には力が入れられた。

農業にかぎらず、商工業の奨励も近世大名の特徴の一つであつた。手工業原料の増産、その加工法の改良、商

取引の範囲の拡大、商品経済の発達などがそれであつた。

以上の諸施策が実現された時、藩の中央集権は確立し、藩士の統率も強固となり、領地、領民の統制は完成して、政治的にも経済的にも独立した一つの領国が実現した。このようにして地方政府としての藩が浮上してきていた。

第三節 唐津藩の成立

波多三河守の出征

天正二十年（一五九二）十二月に文禄と改元）一月、秀吉は明國をめざして侵略軍十五万八千七百人を編成し、部署を決定した。同年四月、小西行長、有馬晴信らの第一軍の兵船七百余はへさきをつらねて朝鮮海峡を越え、釜山海へ侵入して、釜山鎮守備の不備をついた。ついで加藤清正、鍋島直茂の第二軍が上陸して、戦線は北上し、京城に迫った。

秀吉は三月の末、京都を発して肥前名護屋に向かい、四月十九日小倉、二十日名島、二十四日には怡土郡の深江に至り、翌日、船で名護屋に到着した。

騎虎の勢いで進攻していた小西、有馬軍と加藤、鍋島の軍は先陣を競つて、五月二日には京城に達した。秀吉から、旧領の七百五十町を安堵されて、波多三河守親は、朝鮮出兵に当たつて七百五十人の軍役高を勤め、鍋島軍の与力大名として海峡を渡つた。松浦党の一領袖である三河守は船舶運漕の手段を保持し、鍋島軍の補給基地であつた金海付近に駐留して、本国との連絡、軍需品の輸送、前線への補給などに当たつたものとみられる。

三河守が勤めた七百五十人の軍役がどのような内容か史料はないが、三河守と同様朝鮮出兵して、軍役高七百人を勤めた松浦党の五島純玄に例をみると、騎馬の士が二十七人、徒士武者四十人、足輕百二十人、小人三十八人、下夫二百八十人、船頭水主二百人の計七百五人となつてゐるので、この例からみて波多氏の実兵力が推定されよう。

なお、当時の軍役高は、一万石について六百人といわれるので、三河守の知行高は、一万二千五百石程度になつていたと思える。

天正二十年（一五九二）六月二日付の秀吉朱印状は、三河守と肥後人吉の相良宮内太輔外一人の三名にあてたものだが、その内容は、かねて朝鮮への渡海を計画していた秀吉が、風向きが悪いので、来年三月まで渡海を延期するという通知である。この朱印状によつても、朝鮮渡海の海上運送に三河守がかかわっていたことが明らかであり、そもそも鍋島軍の補給業務からは、一応離れていた存在だつたかもしれない。

天正二十年も六、七月になると、緒戦の混乱から態勢を立て直した朝鮮水軍が活動をはじめ、はやくも本国との交通線が脅威を受けて、補給、連絡が停滞するようになり、陸上では朝鮮の朝野に救国の義軍が決起して釜山、京城間の補給線に奇襲攻撃をかけてきた。八月に入ると義軍の決起は朝鮮全土に拡がり、日本軍前線の将兵にも、ようやく士気低下の傾向がみられるようになつた。

同年九月、秀吉は京城、釜山間の補給線確保のため、朝鮮義軍の討伐作戦を命じた。作戦は各地で成功したが、各地の義軍は追われて山間に退き、ついには要害地、慶尚道の晋州城に集結した。その数二万五千人といわれ、晋州の長官金時敏の統制下に服して籠城し、一戦に備えて、諸設備の構築に奔走した。

日本軍の晋州城攻撃は十月四日に始まり、細川越中守三千人・長谷川藤五郎二千人・木村常陸介二千人・小野木縫殿助、牧村兵部太輔、糟屋内膳正、太田飛驒守、青山修理亮、岡本下野守の

寄合組五千人、統計一万三千人の攻撃軍であった。実はこの攻撃軍は、戦略予備的に後方に控置された部隊が主体であったが、その他に、近くの補給基地に駐留し、基地警備を担当する兵力も参加していたようだ。そして、この基地警備の一部隊を指揮して、波多三河守は晋州攻撃に参加したものと思われる。

晋州城攻撃については、このことを具体的に記した記録は少ない。攻撃は失敗に終わり、日本軍の損害も大きかった。この種の不名誉は歴史では抹殺されることしばしばある。とくに晋州のことは、翌文禄二年（一五九三）六月の、壯絶な報復戦の華々しい戦績の陰に隠されている。

さて晋州城攻撃は三手に分かれて始まった。一手は、東門外の順天山^{スンチヤン}を占領して城中を見下ろし、一手は開慶院より直ちに東門を過ぎて、鳳鳴樓の前方に布陣し、また別の一手は、郷校の裏山から直ちに順天堂山を越えて鳳鳴樓前方の友軍の翼に連なつて、攻撃が始められた、と朝鮮側の史書にある。

順天山に陣地を占領した日本軍は、「銃手數千、常に山上より斎しく城中を放射して、勢い雷電の如く、呼声天地を震わした」。しかし城中は動搖せず、「彼の声の衰つるを俟ちて、即ち放砲鼓譟して之に応じた」。日本人が連日四面から肉薄しても「城中、火薬、草を以て松障を焚き、大砲を以て竹編の長梯を碎き、或は沸湯を灌ぎ、或は大石を投じて」防戦したので、日本軍は退却のふりをしていったんは退き、十日夜半、ひそかに反転して「東、西二軍に分れて、大将親しく督戦し、初めて東門新城を攻めた」が、金時敏以下の死力戦によつてこれを退け、北に回った日本軍は「暗に乗じて潜行し、旧北門を急攻」したが、軍人はもちろん「老弱男女、また下石放火」してはげしく抵抗したので結局、得るところなく退却を余儀なくされた（『鮮人の記せる豊太閤征韓戦記』）。「其の時、和将羽柴藤五郎（長谷川秀一のこと。玄海町値賀川内日の出の長谷川陣主）という者、兵力最も強し、敗衄して退いて昌原に遁れ、忿恨して疾を成して死せりと云」ともある。太閤は晋州の敗戦を聞いて大いに怒り、不覚の七

將、日本の国威を損じ、不届き至極なりとした。

とにかく晋州城の攻防戦は十日まで続いたが、朝鮮側の防禦は、さながら楠正成の赤坂城籠城にも似た徹底抗戦で、ついに日本側の総敗北となつた。

ところでこの戦いが波多三河守の没落につながつただらうことは、前章第四節第二項に述べた。つまるところ天正二十年の秋から暮れにかけての、順天山のこの激戦で、三河守一行の退却行は困難をきわめ、追撃する朝鮮軍に悩まざながら、あるいは潜行し、あるいは迂回して、しばらくは消息不明の戦線離脱者となり、基地との連絡がそれぬまま時が経過し、臆病者の疑いがかけられるはめになつたものと思われる。

寺沢志摩守広高は秀吉の名護屋出陣にさいして、百七十人の軍役高で従軍しており、名護屋城寺沢広高の出現
警備の後詰めとして本丸の裏、表御門の番衆を分担した。もちろん、勤務員は百七十人のなかから出ており、志摩守は秀吉の側近にいて、主に渉外事務や命令の伝達、連絡、軍需品の調達など、事務参謀的な任務に当たっていた。志摩守の石高は、軍役高から推定して四、五千石かと考えられる。永禄七年（一五六四）の生まれで、従五位下、志摩守になつたのは天正十七年（一五八九）という。しかし朝鮮出兵初のころの文書には忠次郎という通称が使われている。

文禄元年（一五九二）には長崎奉行を命ぜられ、スペインなどとの交渉にも当たつたが、常勤ではなく、事件があれば出張する程度のようであった。

長崎奉行を命ぜられた時には草野氏の旧領で、当時太閤蔵入地になつていた所の代官をも任せられていた。文禄二年五月、波多三河守は領地没収のうえ、常陸の佐竹氏に預けられ、筑波山のふもとで配所の生活に入つた。領地は太閤蔵入地として豊臣の直轄となり、九月十八日、志摩守はその代官を命ぜられた。その年の八月、

秀頼が生れたので、秀吉は太坂に帰り、志摩守に兵八千人を付けて名護屋城を預けた。草野、波多の旧領を預かり、名護屋城の留守居を勤めることになった志摩守はこの時点で、唐津を統治する大名領主になつたとみてよい。

旧草野領は天正十六年（一五八八）八月二十七日付の秀吉朱印状で、跡地は太閤蔵入地となつて鍋島氏に預けられていた。文禄四年（一五九五）二月二十四日付で渕上、浜崎に出された加子役（水主役）に関する定書は、志摩守の名で出されているが、その内容には「去年正月より一ヶ月に一人にて五日あて…」とあつて、文禄三年以前に旧草野領が志摩守の支配下になつていたことがわかる。

文禄二年（一五九三）九月の志摩守の代官任命に先だつて波多旧領の検地が行われた。検地条々には「高麗渡り水夫、人足、呼び返すべく候、但し水夫人足は相改め、高麗渡海御用に相立すべく候」という文言（『豊臣氏九州蔵入地の研究』森山恒雄著）があり、検地の奉行人は長束大蔵太輔と山中橋内になつてゐる。三河守は罰せられても、その手の者は容赦なく使われていた。

検地の結果は明らかでない。慶長二年（一五九七）の某月、志摩守は秀吉の旗本參謀から大名に取り立てられたが、最初の知行高は三万七千五百石だったようだ。これは文禄検地の結果によるものか。後に古高と称せられ、幕府の朱印状に出てくる御前高とは大きな差があるので、いわゆる「古高」と称される検地が、慶長年中にも行っていたものとも考えられる。

以上のような経過をたどつて唐津藩が成立、知行高が決まり、初代寺沢藩主の治政が始まつたといつてよい。

注 朱印状・所領安堵・所領給付、伝馬許可、海外渡航許可などのことで朱印を押した公文書。

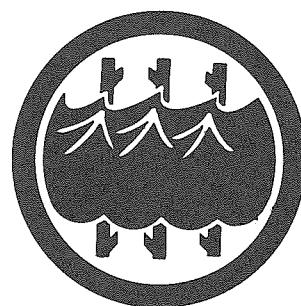
第一項 寺沢氏の時代

一 寺沢氏の祖先

その祖先については『藩翰譜』に武内宿禰の後胤・紀淑望の末孫とある。したがつて寺沢の本姓は紀氏、すなわち志摩守は寺沢志摩守・紀正成といつた。通称は忠次郎。元和二年（一六一六）鏡大明神の宮司・多治見伯耆守藤原広復の仮の養子となり、紀正成を藤原広高と改めた。鏡大明神の本体、藤原広嗣にあやかつたもので、多治見氏は広嗣の子孫と伝えられる。

寺沢一族は、美濃を本拠に、尾張一円にも栄えたが、広高の父の弘政は通称を藤右衛門と称し、はじめ織田氏に仕えたが、後に秀吉に仕えて越中守と称し、播州印南郡揖保庄を領した。天正十八年（一五九〇）五月、弘政は庄内曾弥村の天満宮に社殿造営の寄進状を捧げている。その中に、「尾張國葉栗郡久野庄福塚、寺沢越中守弘政諸願成就の為」とあるので、久野庄福塚が本郷と思われる。久野庄福塚は、現在愛知県木曽川町。

また、越中守については『多聞院日記』に「寺沢越中守は日本國の木奉行にて六万石の知行取り、太閤一段御目を掛け、召し仕われ候六人の内なり、天正二十年（文禄元年）一五九二）九月太閤の勘当を受く」ともある。木奉行とは材木奉行のことだろう。



寺沢氏の家紋・三ツ幕

二 慶長の役と志摩守

志摩守は慶長二年（一五九七）、代官を勤めた松浦郡の太閤蔵入地を知行地として、大名に昇格したが、すでに従五位下に叙されていたので、あらためて叙爵はされていない。

慶長二年二月二十一日、秀吉は対明交渉不成立のため朝鮮再役軍を起こし、出征軍を配置したが、それによると、寺沢志摩守は釜山、対馬、壱岐、名護屋の四カ所に繼ぎ舟を用意し、戦いのようすを毎日、日本の本土に伝え、これに油断なく対処することを命じられていた。

慶長の役の目的は、前回のように、明や朝鮮の主力を追つて対決を迫るのではなく、南朝鮮の海岸線と主要城郭を占拠し、海上権を確保して、大陸侵入の足場を強化することにあつた。

慶長の役は、加藤清正の蔚山籠城^{ウルサンろうじょう}や、泗川^{サチョン}における島津義弘の壮絶をきわめた全滅戦、小西行長の順天^{スヂエン}籠城など、戦局は一進一退、勇猛^{きょうじき}強靭^{きょうじん}の日本兵といえども、四面楚歌^{ソウガ}の敵国中では、長期間戦えるものではなかつた。

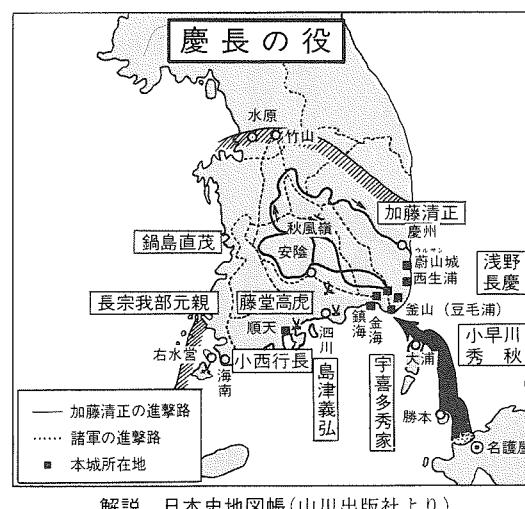
慶長三年八月、秀吉は伏見城で没した。秀吉の野望で始まつた朝鮮出兵も徒労を重ねただけで中止となり、渡海の日本兵は一斉に帰国した。

志摩守は慶長の役の期間中、釜山鎮^{フサンジン}にいて内地との連絡業務を総括していたので、当然引き揚げ時の、朝鮮渡海軍の混乱と、紛争に巻き込まれざるをえなかつた。とくに、加藤清正と小西行長との対立にふかくかかわり、志摩守は小西行長に与みしたとして、加藤清正、黒田長政、毛利輝元、鍋島直茂らから非難された。小西、加藤の対立は文治派、武断派の争いでもあつたが、永く秀吉の側近にあつた志摩守は、事務的幕僚を勤めていた関係から小西や石田などの文治派とよばれる人脈に近かつたようだ。

三 志摩守と徳川家康

志摩守の政治感覚には抜群のひらめきがあつた。秀吉没したといえども、にわかに動搖をきたすような体制ではなかつたが、志摩守はいち早く家康の将来性に注目していた。

家康は、明らかに最高権力をうかがい、徐々に条件を作りつつあつた家康にとつては、文治派武断派の反目紛争は、格好の工作対象であった。文治派は豊臣政権擁護の実務派であり、武断派も豊臣政権の擁護には異議は挙まなかつたが、政権維持の実務においては無策であった。家康は政権擁護の名分には反対しなかつたが、政略的には政権譲りの条件つくりを当面の目標にしていたので、武断派の取り込みと、文治派の暴発を計つていた。



志摩守は文治派とみられたが、主流からは離れていたために容易に家康に近づき、慶長四年（一五九九）から五年にかけての島津氏の内紛「庄内大乱」に際しては、家康の内意を受けて、島津に赴き、調停に当たった。同五年六月、家康が会津の上杉景勝攻めを触ると、志摩守はただちに参陣し、戦局が関ヶ原に移ると関ヶ原に向かい、二千四百人の部下を率いて戦つた。関ヶ原では家康本陣の前衛として布陣し、小西行長の軍と一戦を交えた。慶長六年（一六〇一）、関ヶ原での功績で天草一円を加増された志摩守は、直ちに検地して四万二千石の領地とした。志摩守の天草知行については、天草の現地では、慶長八年と伝えている。しかし『有浦文書』には、有浦六平次が天草郡で、知行三百石をあてがわれた文書が収録されているが、その年月日は慶長六年九月二日となっている。（前章第四節第二項五）の有浦一族領地の知行安堵の欄参照）

注 知行三百石あてがわれた有浦文書

「本知武百五拾石替地、為加増五拾石、都合參百石、於天草郡之内令扶助候了、全可被知行者也、仍執達如件、慶長六年九月二日志摩守正成（花押） 有浦六平次殿」

四 志摩守の知行石高

志摩守の大名としての最初の知行石高は、慶長二年（一五九八）正月十七日、薩摩国出水郡と肥後水俣で二万四千石余を加増された時の次記の宛行状で知られる。

「薩摩國出水郡内武万百拾武石六斗、肥後水俣四千式拾四石四斗、合式万四千百參拾七石事、目錄別紙在之為加増令扶助畢、本知三万七千五百石、都合六万千六百參拾七石、全可領知候也

慶長三年正月十七日（朱印脱）

寺沢志摩守とのへ」

しかし、佐賀県立図書館にある『慶長年中肥前国絵図』によると、寺沢志摩守分として「松浦郡之内六万參千參拾武石四斗六升七合八勺、怡土郡之内武万九拾六石五斗七升六合六勺」とある。怡土郡の唐津領は、出水、水俣が藩地に離れて遠いので、すぐ隣地の怡土に替えてもらつたと伝えられるが、その年次は明らかでない。『慶長絵図』が慶長何年に作成されたものか不明だが、ここに示されている志摩守の石高は、いわゆる「古高」と称されるもので、水野氏の時代まで、唐津藩の石高を表わす公式の数字の基礎となつた。

古高を計り出した検地がいつ行われたか明らかでない。志摩守の石高で問題となるのは、天草郡の石高であるが、志摩守は天草拝領の年の九月、有浦氏に三百石をあてがつてるので、すでに検地は実施済みであることを示している。天草の石高は、田畠の石高三万七千石、桑、茶、塩、網の石高五千石といわれるが、この石高は実情を無視した過大なもので、天草の乱後、万治二年（一六五九）の再検地で二万一千石と半減した。

松浦郡の古高と、元和高、それに天草の四万二千石の関係を明らかにする史料はない。あるいは天草郡の石高は、寺沢氏以前の領主小西行長の検地によるものだつたのかもしれない。

五 唐津築城

関ヶ原の戦いが終わり、世もようやく泰平になりかけた慶長七年（一六〇二）から六年間、唐津築城の工事が行われた。唐津城の設計者は、平戸城や小倉城を設計した松倉重政といわれている。松倉は筒井順慶の家老職であつたが、主家没落の後、家康に仕え、関ヶ原の戦いで功名をたて、一万石の大名に取り立てられたという人物。

唐津城の本丸および二の丸は、旧草野領であつた。満島の地統きで満潮時には地切れとなつて完全な島になつていた。築城以前のこの辺りの地形は明らかでないが、松浦川が二の丸堀から唐津潟に流出していた。また一説には千人塚辺りから流出していたともいわれる。波多川（徳須恵川）も松浦川と合流せず、和多田から鍋倉の山間に

を通つて唐人町へ出、枝溝を通つて神田からの流れに合し、江の尻から唐津瀬に流出していたという。鏡、久里、和多田に新田が開かれる以前は松浦川、波多川とともに、川筋は相当荒れていたことであつたろう。

志摩守は唐津築城に当たつて川筋を現在の状態に改修し、本丸の旧満島山と、そのふもとに発達した寄州の二の丸を旧波多領に結びつけた。一の丸堀を挟んで西南に広がる砂丘には三の丸を、それに続く外曲輪を設定し、総計十三万八千坪（約四五六、二〇〇平方尺）の広大な城地を造成した。

唐津城についての文書は、寛文五年（一六六五）のもの（『肥前国唐津領城廓地勢諸記』）が最も古く、内容も確かである。その一部を引用すると、

「唐津城之覚」

- 一、本丸高拾七間、広サ東西三拾七間、南北六拾八間、殿守但台斗^{ばかり}、此広サ東西拾壹間四尺、南北九間五尺、石垣高六間、門矢倉弐ツ、何れも城より南向、矢倉九ツ
- 一、同下曲輪、東西六拾間、南北八拾間、此内城米倉有、門櫓^{やぐら}壹ツ、是は水の門口、城より東向、櫓^{一ツ}、切手之冠木門、城より西向
- 一、腰曲輪、廻り弐百拾九間、此内櫓六ツ
- 一、居屋敷、東西三拾九間、南北七拾五間、此内に櫓二ツ有り

一、二之丸、東西百四拾三間、南北百三拾八間、西方堀、幅拾八間、深九尺、門櫓一ツ、城より西向、橋有、堀詰之冠木門、城より北向、此曲輪之内櫓六ツ、但此内二ツ台^{ばかり}

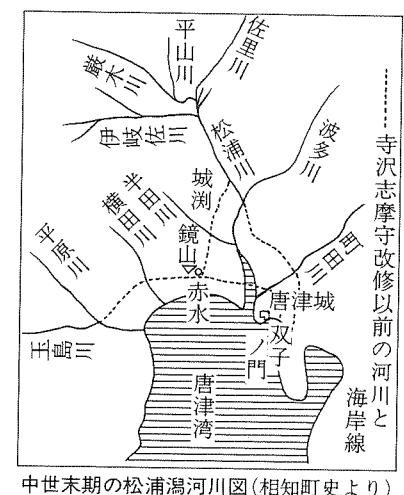
一、三之丸、東西武百七拾三間、南北武百九拾七間、西方堀、幅拾式間深五尺、南方堀、幅拾四間半、深五尺、柳堀、幅拾間半、潮入、潮時には小船出入有、潮干には干揚ル、此曲輪之内に門櫓弐ツ、大手口城より西向、西之門口、城より南向、櫓九ツ此内一つは台斗

一、外曲輪、東西三百四拾間半、南北九拾間、枠形^{ますがた}三ツ有、何も石垣、此曲輪之内に侍屋敷、町家有り

下曲輪はいわゆる公園下に当たる。腰曲輪は公園ふもとの周回道路。居屋敷は御館^{おやかた}で現在の東校敷地、ここが御城と呼ばれ、本丸は城山と俗に呼ばれた。外曲輪は現在の内町、内町も広義の城内に入る。

唐津の築城には、名護屋城から移転した建造物が多かつたので、名護屋城を居城としていた志摩守は、築城工事中、居城を徳須恵の近くの、旧島中城に移していた。

唐津城造築によつて、新たに城下町が生まれたが、城下町以前の唐津については、記録がない。ただ、現在大島地区に多い辻姓の先祖は、城内の西ノ門小路と埋門小路の交差する四辻辺りに住んでいたと伝えているし、満島地区に多い山下姓は、満島山のふもと、すなわち公園下に住んでいたと伝えられている。



慶長元年（一五九六）殉難の二十六聖人が長崎におもむく途中、唐津の町に一泊している。筑前から海路、唐津の港に入っているので、現在の松浦川の川口付近にはすでに町が形成されていたのかもしれない。

六 庄屋と郷足軽

庄屋制度の成立 唐津藩の庄屋任命が一つのことであるか明らかでない。いつたに村の成立が明らかでないので、初めから一斉に庄屋が任命されたわけではなかつたようで、必要のつどそれぞれ任命させていたようだ。『松浦かのこ覚書』（土井藩時代著）によると、

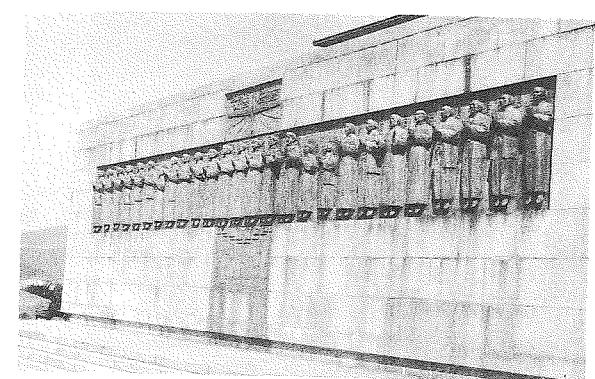
「村々庄屋之儀、その村にて田地持ち候者且又身上宜き者、召し出され、庄屋役仰せ付けられ候、御免の節は、居屋敷田地は構いなく、役儀斗^{ばか}り御取り上げ成され候……」

元和頃志摩候檢地以前は御侍衆、地方直に御支配にて御作り成され、一村に殿様庄屋、又は誰様庄屋と、式、三人宛之有り候由」

とある。水野氏の時代ごろから、庄屋由緒がたびたび書かれたが、寺沢氏の時代についてはあいまいである。

「一高何石何斗

右は庄屋給として居屋敷作職の内を以て遣し候也



二十六聖人の壁像（長崎市西坂町）

慶長十三年正月三日 志摩

何村 誰

慶長十三年（一六〇八）は唐津城完工の年なので、改めて庄屋給を決定したものだが、この書き付けを持つ庄屋は一部に過ぎなかつた。

注 作職＝百姓職、作手職、作人職ともいう。一種の耕作権。

庄屋給高は三石から一石の間、この時点ではまだ大庄屋、小庄屋の別はなかつた。ところで、庄屋給は藩主からの給付であつて知行主から与えられたものではないから、庄屋給持ちの庄屋は殿様庄屋だけだつたのか。あるいは藩の蔵に年貢を納めるのが殿様庄屋で、家臣の蔵に年貢を納める村の庄屋は、庄屋給の対象ではなかつたのか、はつきりしない。

庄屋に任命された者は、『松浦かのこ』にある通りだが、具体的には兵農分離で農家専業を選択した在村の小領主、村の草分け的な有力者、山伏や神主などの名望家であつた。

郷足輕制度

郷足軽は、はじめ国境警備が仕事で、大川野三十人、次いで広瀬十人、鏡四十人、和多田二十人の都合百人で編成された。いわゆる百人衆と呼ばれたが、後づらに鏡二十人、小麦原十人、波多津十人が配置された。もつと

庄屋に大、小があるように、郷組にも小頭と平組とがあり、小頭は大庄屋より上席、平組も小庄屋よりは上席であつた。

郷足軽は、他藩で地侍とか郷士と呼ばれる身分と同じで、唐津では郷組といつていて、御組といふのは、藩士のうち、足軽身分の者の組織であつた。郷組は、郷中に居住する足軽の組織であつた。御組は物頭に属し、郷組は郡奉行に属していた。

庄屋に大、小があるように、郷組にも小頭と平組とがあり、小頭は大庄屋より上席、平組も小庄屋よりは上席であつた。

郷足軽は、はじめ国境警備が仕事で、大川野三十人、次いで広瀬十人、鏡四十人、和多田二十人の都合百人で編成された。いわゆる百人衆と呼ばれたが、後づらに鏡二十人、小麦原十人、波多津十人が配置された。もつと

も、小麦原、波多津の内七名は平常は中原に住んでいた。怡土郡の堂元、小松原への配置はそれ以後であつた。

郷足軽の平常の勤務は、城内御舟入り門の番所、会所詰番、御領村々見回り、虹御林、村々御林山回り、穀留見回り、御大名御通行支払い、諸国御使い、魚見番所などを勤めた。御舟入り門は年貢納入で舟を寄せる所、会所は地方や代官の諸役所があつた。御林は藩經營の山林、魚見番所は唐津海士町にあつた。

郷足軽になつた連中も、兵農分離ではじき出された失業者で土地のない者か、二、三男と思われる。郷足軽の給田は一人五反歩、石高で十石、郷足軽への給田は、藩士の知行に相当した。もちろん給田以外にも私有の田畠を持つていた。

庄屋、郷士の任命は、どこの藩も似たような事情で行われていた。唐津藩の庄屋はいかにも他藩と異なる特権を与えられているかのように主張したが、これは土地の事情に不案内な譜代大名をけん制し、また住民の無知にも乗じた庄屋たちの悪賢さからであつた。

七 元和の検地

伴天連追放 慶長十九年（一六一四）十月、大坂冬の陣に先立ち、志摩守は家康からの特命で、急ぎ長崎に赴き、

長崎奉行と相計つて、**伴天連**の追放を行つた。すなわち高山右近入道南坊、内藤飛驒守某などキリスト教徒百余人をマカオに送り出した。大坂方がキリシタンと結びつくのを恐れたためと思われる。

同年十一月一日、大坂冬の陣には、志摩守は出兵、木津辺に布陣、後に住吉辺へ転進した。戦局はこう着の状態で進展しなかつたが家康は例の高等作戦で和議の誘いをかけ、同月二十二日に講和を成就した。

元和検地の実施と

元和元年（一六一五）の夏の陣は出陣を猶予され、唐津藩はこのころ領内の再検地を実施した。いわゆる元和検地である。この検地帳は全部元和二年九月二十三日の日付で調製されて玄海町地域の石盛

いる。検地帳は同日、御直印にて村々に渡されたが、寛文六年（一六六六）大久保加賀守のとき、火災などで焼失する恐れがあるということで、それぞれ写本を作らせ、原本は御蔵の楼上に納めた。原本は残つていらない。

元和検地の詳細は分からぬ。ただ残された写本から、田方一反歩の石盛が意外に大きい。石盛は一般に上田一石五斗以下二斗下りだが、唐津藩の場合は上田一反の石盛が四石三斗の村がある。八斗刻みの下りで、中田は三石五斗、下田で二石七斗、下々田は一石九斗となつてゐる。石盛が四石を越す村は、有浦上村、長倉村など多くはないが、それでも平均的に二石五斗から三石が多い。

注 石盛^一近世、租税賦課のために検地によつて公定された耕地・屋敷地の反当たりの収穫量のこと、石高測定の基準となつた。明治六年（一八七二）、石高制とともに廃止。

玄海町の地域には、旧普恩寺村の元和検地帳の控えが残つてゐる。検地帳から普恩寺村の村高をみてみると、

「普恩寺村

田数合拾壹町壱畝八歩

分米

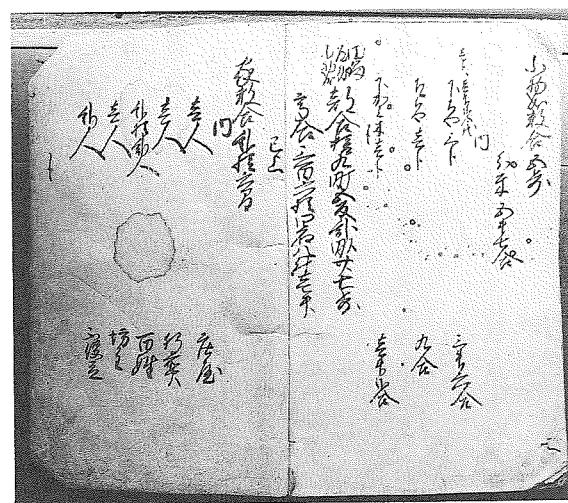
武百五拾三石壱斗七升六合

内

三石三斗五升代

上田武町壱反九畝拾参歩半

三石代	分米 七拾三石四斗壱升八合
中田式町壱反四畝二十六歩半	分米 六拾四石四斗六升五合
二石代	分米 六拾壱石貳升三合
下田三町五畝三歩半	分米 六拾壱石貳升二合
一石五斗代	下々田三町六反壱畝二十四歩半
	分米 五拾四石貳斗七升
	畠屋數數合八町五反壱畝拾四歩
	分米 百拾壱石五斗七升七合
内	
二石代	上畠壱町四反貳畝拾貳歩
	分米 貳拾八石四斗八升三合
一石八斗代	中畠七反四畝貳拾四歩半



普恩寺村検地帳末尾部分（玄海町普恩寺・池田勝義氏蔵）



肥前国上松浦郡普恩寺村検地帳・元和式年九月廿三日（玄海町普恩寺・池田勝義氏蔵）

田畠 畑屋敷 小物成 都合拾九町五反弐畝二十七歩

高合三百六拾四石八斗壱升」

すなわち、普恩寺の石盛は、上田三石三斗五升、中田三石、下田二石、下々田一石五斗となつてゐる。畠は上畠二石、中畠一石八斗、下畠一石二斗、下々畠一石一斗となつており、屋敷については三石三斗となつてゐる。これを幕府や一般の大名でも多く用いた上田一石五斗の二斗下り、畠は上畠一石三斗の二斗下り、屋敷は上畠並の石盛で計算し直すと、田高が百二十六石九斗七升四合、畠屋敷高で七十五石四斗八升九合、小物成は村高に入らないので、普恩寺村の村高は二百二石四斗六升三合となる。元和検地による村高は、もちろん例外の藩もあるが、よその藩や幕府領に比べ、約一・八倍も多く見込まれていたわけである。もつとも古高も、普恩寺の場合三百二十四石三斗一升六合となつてゐるので、古高の検地も石盛が元和並の大きさであったと思われる。

注 分米『石盛に反数を掛けた年貢の石高のこと』

小物成=近世の雜稅の總称。田畠から納める年貢を物成というに對しての言葉。河海などからの収穫物や商工業などに課したものがあり、名称は多い。

玄海町地域の旧村の古高、元和石盛、元和二年高は次の通り(『松尾庄屋文書』)。以下比較しやすいように「重ね数字」で列記し、また用字も原文のままとした。

(古 高)

普恩寺村 三三四石三斗一升六合
今村 五八一石四斗四升四合五

(元和石盛)
坐川内村
湯野尾村
田代村
藤平村
諸浦村
牟形村
長倉村
裏木村
石田村
有浦村
大蘭村
値賀川内村
小加倉村
坂屋村
一六二二石一斗四升五合
九四八石二合
二八八八石五斗二升二合
五八石七斗五升八合
一四一石九斗七升五合
二三五石三斗六升六合
四一石七斗九升一合
八七石八斗七升
五九石五斗七升七合
八五石二斗八升八合

上田三石三斗五升、中田三石、下田二石、下々田一石五斗	今村
上田二石八斗、中田二石二斗、下田一石四斗六升、下々田九斗一升	平尾村
上田二石六斗、中田二石、下田一石、下々田五斗	浜ノ浦村
上田三石九斗、中田三石一斗、下田二石、下々田一石三斗二升	大園村
上田二石八斗、中田二石二斗、下田一石一斗七升、下々田七斗	値賀川内村
上田三石、中田二石四斗、下田一石、下々田九斗	小加倉村
上田二石八斗、中田二石二斗、下田一石二斗七升、下々田七斗	仮屋村
上田三石四斗、中田二石六斗、下田一石九斗、下々田一石二斗	石田村
上田三石四斗、中田二石六斗、下田一石九斗、下々田一石二斗	有浦上村
上田四石三斗、中田三石五斗、下田二石七斗、下々田一石六斗二升	有浦下村
上田二石九斗、中田二石、下田一石七斗五升、下々田一石一斗七升	長倉村
上田四石九斗、中田三石七斗、下田三石、下々田二石	轟木村
上田三石三斗、中田二石七斗、下田二石、下々田一石三斗	諸浦村
上田三石一斗七升、中田二石四斗七升、下田一石八斗三升、下々田一石一斗二升	牟形村
上田二石七斗、中田二石一斗、下田一石五斗、下々田八斗	田代村
上田二石七斗三升、中田二石一斗、下田一石五斗、下々田九斗	湯野屋村
田一石八斗六升四合五勺（平均か）	座川内村（不明）

(元和二年高)

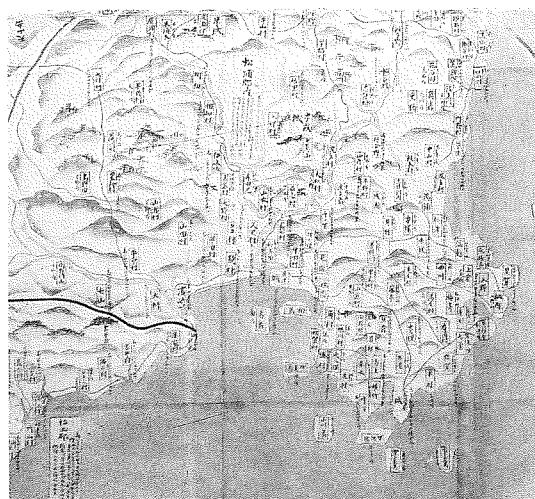
普恩寺村	三六四石八斗一升
値賀村	六五三石九斗二升
平尾村	一八六石一斗九升
浜ノ浦村	一七六石六斗八升
大蘭村	一二九石一斗八升
值賀川内村	二一七石四斗三升
小加倉村	一七二石九斗七升
狩屋村(仮屋村)	七九石八斗八升
石田村	一七一石三斗一升
有浦上村	六三五石一斗八升
有浦下村	三六六石三斗五升
長倉村	三〇四石八斗三升
裏木村	一一四石四斗二升
牟形村	一五〇石
諸浦村	二四八石六斗七升
藤平村	八一石三斗八升
田代村	一七二石一斗一升

湯野尾村 七一石六斗五升
座川内村 九六石一斗一升

八 村切りと村請け制

村の成立 檢地帳は一村ごとにまとめてられているが、その一村がいつごろ成立したのか。玄海町についてみると、有浦、諸浦、長倉、あるいは今村、普恩寺などの村があるが、「慶長絵図」には有浦村のうちとして牛形、賀利屋、湯尾、大蘭、梅崎が含まれている。値賀については、村という字がつかず値賀となつていて、四百三十一石余と石高が記載されている。入野には上倉、納所を含んで一千六百三石余、名護屋は二千八百四十三石余で、賀辺島、串村、賀良島(加唐島)、小川島を含んでいる。この絵図は、正確なものとはいえないが、少なくとも、元和検地以前には、まだ村の境界も、その範囲も判然とはしていなかつたものと思われる。検地に先立つて、その検地する村を区画することは当然で、そのような仕方を「村切り」ともいつた。

元和検地の村立てでは、元和検地高帳という記録に、おおむね現行の大字名、町村制施行以前の旧村名で書かれており、外津、新田などは後に成立したため村名はない。このことから、唐津藩の近世村落は、元和検地によつて確立し



慶長肥前国絵図(松浦郡部分図)

たものといえる。ついでに古高についていようと、古高はおおむね元和の村立てに近い村名で表示されるが、この古高は慶安年中（一六四八～五二）に、総高六万三千石余と元和検地の石高で推定したものらしく、村名そのものも当時のもので慶長期のものとは言い難い。

近世的な村の成立は、村を単位とした年貢米納入の請け合いが行われたことで確定した。庄屋は「何々様庄屋」がいなくなり、「殿様庄屋」だけとなつて、一村の年貢米納入を一村の連帶責任で請け合い、庄屋はその連帶の筆頭者となつた。このことを年貢の村請制といつた。

庄屋、農民、漁民
松浦郡大小庄屋由来調」・『世戸庄屋文書』

「定 村々浦々法の事

一、神社祭の事 その村氏神一社、一年に一度或は二度たるべし、他郷へ加わる事あるべからず候事。

一、庄屋心得の事 村中の百姓、よわきに心を添え、新百姓をすえ置き、訴訟これ有るに於いては、庄の奉行に申し、その上にても、滯りあらば直に申すべし、その他、諸事油断なきよう申し渡すべき事。

一、百姓朝夕の身持様、朝とくより出で、作に精に入るべし、田植、草取り、かいこかいに女を使い、怠り遊ぶ事あるべからず。

付けたり、食事は過半、雑穀を用ゆべき事。

一、免定の事 免奉行目違ひこれ有るに於いては、申し理り、枊つき仕るべし、枊つきの上においては、六分納所せしめ、四分の作徳たるべし、判（書き判）の枊を以て、その百姓、前搔きに量り納むべし、五斗に毫升の口米の外、役米あるまじき事。

一、在々浦々枊の事 唐津町判の枊を以て、取り遣り仕るべく、私枊停止せしめ候事。

一、奉公人その村給人へ出すべし。一季おりたるべし。年を重ね候奉公人は相対たるべし。その給人法に過ぎ、人使い悪しくは、他の給人へ出すべし。又直のものにも出すべし。他領へ出す事、堅く禁制の事。

一、人足つかいの事 高百石に一ヶ月に十人ずつ、飯米を取り、出すべし、使い過ぎあらば、飯米の外に壱人に弐升づつ、貨米を取るべき事。

付けたり、他國人足の事は惣割り付けたるべき事。

一、春秋井手堤道普請、奉行を出し申し付け候、油断なく仕るべし、若し奉行わたくしあらば、早く申し聞け候。

一、水主使いの事 一年に六十日、水主米を取り、出すべし、使い過ぎあらば、水主米の外に、一日に弐升ずつ貨米を取るべき事。

一、海士併びに網のもの事 とり候魚、唐津町侍町へ持ち出し、売るべし、魚屋町のもの共に、その浦々にても売るべし、その浦々にて他領他國の者に売り候事、堅く停止せしめ候事。

一、藪の事 竹の子取りの事 停止せしめ候、秋八月、奉行を出し、三年竹切らせ、半分は給人取り、半分はその百姓に遣わすべく、時ならず切る事、堅く停止の事。

一、山中の百姓等農具の柄から、鎗の柄、鉄炮の台木、櫓木、常に他領へ出し、商売せしむべし、此の外、炭、薪、燈松、他領へ出し候事、停止せしめ候事。

一、在々に立て置き候杉、桧、楠、銀杏の木、切り候事、堅く停止せしめ候事。

一、樹木の実の事 半分その給人取り、半分は、その木主取るべく候事。

一、庄屋年頭に、正月五日、八月朔日出仕任るべく、生れ子おとこ、女、百姓、直り百姓、死人、うせ人、此の時に書き立て持ち来るべく候事。

右の条々、背くに於いては、紀明の上、堅く申し付くべき者也。依て件の如し。

元和二年九月二十三日

志摩守

御判

豊臣

広高

注 免^{ムツメ}免究^{ムツク}ともい。檢見によつて年々の年貢の賦課率を定めること。

作徳^{ムツヅ}作得とも書く。田畠の収穫物のうち、農民の手もとに残る部分をきすことば。

口米^{ムツメ}附加税の一種。代官が地方支配に必要な代官所の経費を、年貢に對して賦課した。

給人^{ムツジン}江戸時代では土地を給された武士のこと。またその使用人も指す。きゅうじんともい。

九 地方知行の實際

寺沢氏の地方知行の實際は、元和検地以前は明らかでない。『松浦かのこ』によれば、検地以前は、知行主は直接知行地の農民を使い、耕作の収穫もおのれの意のままに処分したように書かれているが、検地後は、一應年貢米は全部、藩の米蔵に納め、知行主は、おのれの取り分だけ藩から蔵米^{ムツラミ}で受け取るようになつてゐたといふ。

地方知行の形態は、その後も続くが、内実は蔵米知行が行なわれていたものと考えられる。松尾庄屋文書の中に、『寛永七年高帳』といふのがある。元和高に、元和以降の新田高が加わった村高が示され、村高に対する給人の知行高及び氏名が記入されている。全藩的な史料だが、その一部をみてみると、給人一人の知行地が何カ村にも分散してあてがわれてゐる。

例えは、三百石取りの安田作兵衛は、有浦下村で百石、仁田野尾村で二石一斗四升、入野村で百七十石五斗七升、柏崎村で二十七石二斗九升と四カ村に分散している。二千石取りの家老熊沢三郎右衛門も、怡土郡の川上東村では一村丸ごと、千四百七十一石四斗五升をあてがわれたが、不足の分は、平尾村で百八十六石一斗九升、笠椎村で二百九十七石七斗九升、見借村で四十五石二斗六升といった具合である。

注 蔓米^{ムツミ}切米ともい。年貢米を収納した米蔵から家臣に支給される俸禄米のこと。

一村に多数の知行主があつて込まれてゐる例は平原村でもあつた。その村高は一千四百七十石一斗一升六合の大村であつたが、給人達は次の通りであつた。(見やすくするため以下列記分「重ね数字」で記した)

福永六郎右衛門	一二二石六斗二升
佐藤孫太郎	一五〇石
佐藤助八	一〇〇石
市橋九郎兵衛	二五〇石
川岸茂左衛門	二五〇石
大工喜左衛門	一〇〇石
吉田半助	一〇〇石
山田将監	一〇七石九斗六升
古川八左衛門	六三石四斗八升
片岡九郎右衛門	七石七斗五升

古江孫兵衛	二二〇石五斗六升
野中伝右衛門	一〇〇石
佐々才兵衛	二〇〇石
梶原九右衛門	一〇〇石
明石善兵衛	一〇〇石
塗怖屋九郎右衛門	一〇〇石
戸田右郎兵衛	一〇〇石
中島平右衛門	一五〇石
福永長助	一〇〇石八斗壱升
河越伝左衛門	一〇石三斗五合
小加倉村	
内堀田金左衛門	一七一石九斗七升
祖父江権之丞	一五〇石七斗九升
値賀川内村	二二石一斗八升
内吉田仁兵衛	二一七石四斗三升
河瀬小右衛門	二〇〇石
残り藏入レ（御代官陰山少右衛門）	一四石四斗二升
今村	三石一升
内山田将監	六五三石九斗二升
尾藤久右衛門	三三〇石
普恩寺村	三三三石九斗二升
内岡部善右衛門	三六四石八斗一升
入江太郎右衛門	一九七石四斗
向島□人分	一六三石一升
平尾村 熊沢三郎右衛門	四石四斗
浜ノ浦村	一八六石一斗九升
内陰山少右衛門	一七六石六斗八升
沢木茂左衛門	一〇〇石
	七六石六斗八升

計二十人だが、村高の残りが百三十六石六斗四升一合あり、これは藩の蔵入れとされた。

寺沢氏の知行地の分布状況は、怡土郡長野村二千二百十石余、同郡波呂村で千四百八十二石余など。上級の家臣団は、知行地を福岡藩境近くに一村丸ごと押えていた。また、半田村、宇木村でも千五百石以上の村高を押えていたのは、やはり、戦略的に意味があつたものと思える。

いっぽう、佐賀藩との境付近の七山、五ヶ山、巖木、大川野はおおむね藩の蔵入れ地で、知行地ではない。次に現在の、玄海町地域の村々の知行関係を掲げる。（『松尾庄屋文書』）

「寛永七年（一六三〇）高帳」

大園村 佐々小左衛門	二二九石一斗八升
石田村 広瀬七兵衛	一七一石三斗一升
借屋村 藏入レ（御代官陰山少右衛門）	七九石八斗八升
有浦下村	三六六石三斗五升
内 安田作兵衛	一〇〇石
細井源之丞	一〇〇石
松倉猪之助	一〇〇石
諸浦村	一六六石三斗五升
〃 新田	二四八石六斗七升
内 大津孫十郎	一七〇石七斗五升四合
広瀬七兵衛	四一九石四斗二升四合
林又兵衛	二〇〇石
残り藏入レ（御代官陰山少右衛門）	一七八石六斗九升
長倉村	一八石三斗一升
内 河瀬小右衛門	一七二石四斗二升四合
田崎彦左衛門	三〇四石八斗三升
大工左兵衛	八〇石
	二〇〇石
	六石九斗三升
残り藏入レ（御代官陰山少右衛門）	一七石九斗
有浦上村藏入レ（御代官陰山少右衛門）	六三五石一斗八升
藤平村 山路角兵衛	八一石三斗八升
田代村	一七一石一斗一升
内 石川三右衛門	二二石八斗六升
山原作右衛門	二八石一斗四升
岡平吉	一〇〇石
佐々小左衛門	一七石八斗三升
残り藏入レ（御代官陰山少右衛門）	二石二斗八升
裏木村	一一四石四斗二升
内 戸田加左衛門	一〇〇石
尾藤久右衛門	五石一斗四升
尾藤宗左衛門	八石八斗四升
并河三郎兵衛	四斗四升
牟形村 西川長右衛門	一五〇石
座川内村	九六石一斗一升
座川内村新田	三石九斗
	一〇〇石一升

内中島与左衛門

井上角右衛門

岡部善右衛門

残り蔵入レ

湯野尾村

内佐藤市右衛門

残り蔵入レ（御代官陰山少右衛門）

七一石六斗五升

七〇石

八一石二斗七升
一二二石二斗四升
二石六斗

三石九斗

有浦伊兵衛は井手野村で二百石、水留村で五十石の計一百五十石、有浦五兵衛は伊岐佐村で百七十石の知行を得ていた。值賀氏の名がみえないのは、天草郡にでも出ていたためであろうか。

十 志摩守の日常

志摩守は、秀吉の旗本幕僚の一人として中央から名護屋に下り、数年にして松浦郡の内三万七千石余を領する大名に昇進したが、秀吉の死後は鮮やかに転身して家康の麾下に参じ、また数年にして十二万三千石の中堅大名に昇格した。

機を見るに敏なことは以上のことからもよく分かるが、慶長役の金山鎮駐在と、総軍撤退時の支援行動は、大名としての貢録を世に示すいっぽう、中世の薄明から近世の黎明期を切り開く先達として、精魂を傾けた十数年にわたる領国経営の業績は、元和検地の成就とこれに付随した措置で、藩体制の基礎を確立した。しかし志摩守の日々の言行については、記録に乏しく知るところが少ない。ただ岡谷繁美という人による『名将言行録』

（明治四年刊）があり、ここではその紹介にとどめる。

○武芸の奨励 日ごろ特に用事がない限り、朝は六時には起床、八時まで藩庁の事務を聞き、朝食前には馬場に出て馬を責め、朝の清涼の気を吸つて心身を改め、食後は刀槍を振つて武を練り、怠る日とてなかつた。

また毎年極寒の三十日がほどは、武術の稽古に精を傾け、弓射に練達の者に命じて、青年武士に弓術の指導鍛練に当たらせ、自らは捲藁で射芸に励んだ。暑気には、銃器の操法を学ばせて耐久力を養い、夜間訓練の時は、共に粥を啜つて歓談した。

○早寝早起 人に語つていうに、夜遅くまで放談して時間を空費するのは愚の骨頂で、かえつて心身の疲労倦怠を来て、翌日の仕事の差支えにもなる。それ故に、近侍の者達には早めに暇を与えて休養せしめ、無益の放談で夜を更かすことを戒めた。

○窮民愛護 しばしば領内を巡視して、領民の生活の実情を探り、生活に窮する者がいると、自ら救恤の手当を役人に命じた。また役人に命じて、飯米の荒備貯蓄を用意させ、あらかじめ水旱損による飢渴に備えさせ、租税の軽減、公役の賦課にも、気配りを求めた。

○質素儉約 上の好むところ、下また之に倣う、ということで、自らも毎食一菜の献立てで、家臣と食事を共にし、決して美味をむさぼることはなかつた。唐津の地は元来水田が少なく、畑地が多いので、麦作が主要作物であった。藩士以下奴僕に至るまで夏の間は麦飯にするよう定め、自身も麦食を実行した。また奢侈遊惰の弊風が起ころのを恐れ、常に自らも綿服を着し、人に語るに、道を説いて下民を教化しようと志すものは、自ら率先躬行して、まず範を示すべきだと說いた。

○理財 ある時、家臣らがしている世間話のなかで、大和の人某は、関ヶ原の役で戦没したが、この人は無欲

恬淡の性で計数に暗く、自分の利益などには全く考への及ばぬ人であった。このよくな人こそ眞の武士といふものだと、ほめはやしていたのを聞いて、そのような人は家産を破り、身を亡ぼすに違ひない者である。

たとえ平和が十年続いても、一家を支える財政を整える道を知らなければ、遠からず飢寒の憂いに脅かされ、武具家財を捨て、身を滅ぼすに違ひない。眞の武士は、大義の念に厚く、武芸に鍛錬するはもちろん修身清家治國平天下の才能がなければならぬが、また武人たりとも財政の知能はぜひ身につけねばならぬと強調した。

○嗜好を絶つ 武士が戦場で、抜群の働きをしたとしても、ことさらに珍しいことではなくて、武士本来の職を全うしたに過ぎない。本当に功名をたて、世のためにもなると志す者は、常住坐臥、克己自制の心を固くして、自己の欲念を捨てる勇気がなくてはならぬ。もし嗜好に深く傾倒し過ぎると、必ず他の面がおろそかになり、身を過ち、他を傷つける恐れを生ずる。私もかつては茶事に深く熱中したが、このことを恐れて、今では全くやめてしまった。

○用意周到 関ヶ原の戦の時、家康が着陣する以前に、それぞれの部将は、地の利を選んで陣を構えた。ある夜、突然各陣営が騒ぎ立ったが、志摩守は独り、前後不覚に眠り込んでいた。それはかねて侍六人と徒士六人に交代で警戒見張りをさせており、当夜、それらの者からなんらの警報にも接していないので、自若として動じなかつたまでであつた。別に改めて言うほどのこともないが、一見平凡なようでは識見が群を抜き、言行一致して躬行実践するがごときは、言うはやすくして、行うのは難しい。志摩守は、天下の侯伯として贅を尽くし、華をもてあそぶ身分にありながら、その安逸華奢の誘惑、欲念を捨てて、よくその至難の業を遂行し…。

志摩守は元和検地のころ唐津地方の総鎮守としての、鏡神社の本体に似せて藤原広高と名乗りを改め、死後は、

その遺骨を、一の宮と二の宮の間に埋葬するよう遺言した。たまたま異変が生じたので、境内の一部に改葬したが、死後も唐津の鎮守となつて、藩政の発展を見守りたいとした心情は、志摩守の業績を見る者には痛いほど理解できたと思える。



寺沢志摩守広高の墓碑（唐津市鏡神社境内）

十一 組村制と惣庄屋制

志摩守は、寛永十年（一六三三）四月十一日、江戸の藩邸で没した。享年七十一歳の高齢で兵庫頭堅高家督相続

あつたが、前年十二月までは、たびたび江戸城に登城して、柳河の立花宗茂や久留米の有馬豊氏らと、將軍の前で昔話をしている。隠居をしていた形跡はなく、宗茂も豊氏も高齢だが隠居はしていない。江戸常詰めの体で、国元の方は世子に任せきりではなかつたかと思われる。

志摩守の家督を相続したのは、次子の堅高である。長子に忠清（晴とも）がいた。忠清は慶長五年（一六〇〇）の生まれ、同十六年十二月初めて將軍にお目見えし、従五位下式部大輔に叙爵された。しかし生来病弱のうえ、父との折り合いも悪く、後年は、宇木村に閑居して静養につとめていたが、元和九年（一六一三）四月、父に先立

つて没した。享年二十四歳であった。

堅高は慶長十四年の生まれか、寛永四年（一六二七）十二月、従五位下の兵庫頭に叙爵されたといふ。

組村制と惣庄屋制　堅高の治政で注目すべき点は、組村制と惣庄屋制の実施であつた。施策の基本を示した『覚』

は、家老熊沢三郎右衛門の名によるもので、その全文は次の通り。（『松浦拾風土記』）

「覚」

一、村々組合御定めに付いて、惣庄屋を相定め候。万事惣庄屋申し渡し候儀 相背く間敷候、何時に依らず、申し付け候御用の儀、如何様の事に候とも、まず相調え申すべく候。若し非分なる依怙量負仕り候はゞ、その後、理非の穿鑿仕り、様子相聞くべく事。

一、惣庄屋役儀の事 今迄の外に、その村の高百石分、用捨てしめ候、一ヶ月に三度ずつ組合の村々へ廻り、その村の庄屋へ万事油断仕らざる様に申し渡すべく候。もし小百姓一人にても、断りなく潰し候はゞ、惣庄屋並びにその村の庄屋、曲事に申し付くべく事。

一、株田起し候儀、延引候はゞ、惣庄屋よりその村々の庄屋に堅く催促仕るべく候。耕作、根付おそく、仕付け、草取り油断致し、御年貢未進仕り候はゞ、曲事申し付くべく候。並びに脇庄屋何事に依らず申談の儀候はゞ、惣庄屋に相尋ねべく候。付けたり、公儀の御用の儀は申すに及ばず候事。

一、御免定の儀、下げ札出で候はゞ、その旨小百姓どもにも残らず申し聞かすべく候。物成下ならし、その年の立毛に応じ、善惡甲乙これ無き様に、その村村庄屋百姓中寄り合い、均し申すべく候。若し互いに申しきれ有り候はゞ、組中の惣庄屋に申し聞け、相済ますべく候事。

一、立毛善惡相応に均し申し上ぐ迄は、百姓大小に依らず若し未進仕り候はゞ、その為、村中皆済仕るべく候。

此儀兼ねてより、組中の惣庄屋、村々の庄屋百姓に堅く申し聞かすべく候。不正に於いては曲事申し付くべく候。

一、御年貢納所仕り候儀、組中の百姓若し見合いたりと申す者も、その村々の庄屋に申し聞かせ、その上にて惣庄屋に申し聞かすべく候。見隠し候はゞ、曲事たるべく候事。

一、御普請所大分の所は、他の組より越夫申し付くべく候。組中の村として罷成る儀に候はば、常々繕い申すべ候。若し捨て置き、大破候はゞ、曲事たるべく候事。

一、酒肴菓子に至る迄、村々にて売り申す間敷く候。並びに諸商人、多葉粉売り、連雀かけ、一人も村中へ入られ申す間敷候。若し入れ候はゞ、組中より見付け次第、惣庄屋へ相届け、その沙汰に及ぶべく候事。

一、神事祭、他の村より客人一切呼び申す間敷く候。尤も費成る儀、停止せしめ候事。

一、百姓縁組の儀、その村の庄屋に相尋ね契約仕るべく候。祝言の砌宜く祝儀仕るべく候と存じ候はゞ、鰯一対、魚類の肴少々、野菜、この外遣わし候はゞ、その村の庄屋、惣庄屋越度たるべく候事。

一、女、童子迄着類の事 紬物一切着せ申す間敷く候。若し着せ候はゞ、その村の庄屋、その組中の惣庄屋曲事たるべく候事。

右の条々少しも相背くに於いては曲事申し付くべく候。此の外、その時々に至り申し渡し候御法度の儀、諸事その旨趣を守るべき候也、仍つて如件。

寛永十三年（一六三六）八月一日

熊沢三郎右衛門判

各庄屋あて

注

用捨^{ヨウサツ}、容赦^{ヨウサク}、容捨とも書く。許すこと。手加減すること。

曲事^{ヨクセ}こと、まがりごと、きょくじともいう。処罰すること。道理にそむくこと。

未進^{ヨリシテ}年貢、公事、夫役などの貢納、賦課物を納入していないこと。

物成^{ヨリシテ}田畠の本租のこと。年貢、本途、本途物成などともいう。

納所^{ヨリシテ}のうしょ。年貢を納める場所、納めること。

越夫^{ヨリフ}えつぶ。他組への徵用人夫。

連雀^{ヨンザク}連尺、連着、連索とも書く。背負いはしごに結びつけて荷物を背負う荷縄のこと。

村々の組合や、組合村の組元である村の庄屋を惣庄屋^{ヨウショウヤ}に任命したのは、寛永十三年、すなわち、天草島原の乱が発生する前年であり、寺沢氏断絶の十一年前である。一般に惣庄屋の任命を元和検地に結びつける意見があるが、これは誤りである。

また、庄屋は慶長時代の任命から延宝二年（一六七四）の転村制開始まで、一村に定着、相続したと説かれるが、惣庄屋任命のときに、多少の異動があつたのではないかとも思われる。

組合村すなわち組村の編成も、発足当初の実体は不明。大久保氏の時代である寛文五年（一六六五）の高帳に初めてみえる組の編成は次の通りであつた。（『松尾庄屋文書』）

神田組（一）、切木組（一）、納所組（八）、板木組（一〇）、平野組（一一）、黒川組（一二）、畠川内組（九）、井手野組（一二）、徳末組（七）、大川野組（五）、千々賀組（五）、牟田部組（六）、大野組（四）、馬場組（一一）、嚴木組（八）、平野山組（五）、滝川山組（七）、長野組（四）、本村組（六）、東村組（八）、深江組（八）、唐津組（一）、佐志組（八）、中里組（二）、名古屋組（七）、値賀組（九）、有浦組（七）、打上組（八）、

山道組（一六）、鹿家組（三）、大村組（五）、横田組（四）、平原組（四）、鏡組（三）、久里組（七）、和多田組（三）、の合計三十六組一百五十四ヶ村である。（カッコ内は村数）
以上の組村のうち組元を勤めた村で交代のある村は、納所—入野、値賀（今村）—普恩寺、山道—馬部、中里—赤木、千々賀—山本、久里—原、畠川内—波多津、徳末—岸山、平野山—広川山など、また解散になつた組は、山本、牟田部、大野、上平野の四ヶ組であつた。

惣庄屋の役高百石用捨のことについては後代、おそらく土井氏の時代も終わり近くなつてから庄屋役高のこと

と思えるが、随分勝手な解釈をしているようであつた。

役高百石といふのは、その村の役高を指す。役高は、夫役を負担する高であり、その村の村高から井樋番引^{いびばんひき}とか道筋用捨引、水主役引などの名で差し引かれた。この引き高のなかには、土井氏の時代までは組頭引として百石があつた。水野氏のところになると、これが大庄屋引高として、差し引かれた。

その村の役高から、大庄屋の役高引として百石が差し引かれると、その分だけ村の分担する夫役が用捨される。用捨され、差し引かれる大庄屋引百石は、もちろん大庄屋が使うわけで、百石に見合う夫役が、全藩的な規模で割り当てる夫役とは別に、使用されることになる。この場合の夫役の内容は、組元から組合各村や、他の組元大庄屋への状持給がほとんどで、大庄屋使用の役高も、割り当てる夫役高も、その清算である役米の計算には共通の役米帳が作られた。

大庄屋役高百石を、百石までは耕作を許されたように書かれたものがあるが、庄屋は自分の田畠敷をもつていて庄屋役を勤めるが田畠の制限などは初めからない。また百人夫のことも、大庄屋の耕作に使えるように思われているが、これも役高同様に夫役の一部であつた。耕作には、大小にかかわらず庄屋はその村で、一人年間三

日あて使うことができた。

役高に対する役米の拠出は六分掛りかかであった。従つて、大庄屋役高の役米は六石となり俵で二十俵となる。この二十俵は組合村で、共同して負担することになるが、裕福な組元の場合は組合村の拠出を求めず、組元の村内で処理された。

いつたいに庄屋の転村が始まると、田畠屋敷のない庄屋が出来て、庄屋給や庄屋扶持だけではやつていけないようになり、庄屋役料が生まれた。庄屋役料が出来たことで、志摩守以来の古庄屋の伝統と構成は大きく崩れていったようだ。

注 道筋用捨引『道作り、道修理、道掃除などの費用引きのこと。

用捨引『用舎、容赦、容捨引とも書き、ゆるす、手加減することで、手当引きともいう。江戸時代、凶作その

他のことで、村の年貢割りつけの額はそのままにして、上納額を減らすこと。

百人夫『村用のための手間百人の夫役のこと。

十二 天草島原の乱

天草島原におけるキリシタン弾圧は激しいものがあつた。しかしこの天草島原の乱は、その根底に宗教的なものがありながら、その直接の原因としては近世初期の、暴力的略奪的支配、すなわち天草領四万二千石という実情を無視した検地の結果、過酷な年貢の収奪に対する反抗であつた。唐津城付きの郷村においても、当時は過酷な収奪が行われており、唐津農民の反抗もあつたろうが、これを証明する確かな史料は残されていない。

寛永十一年（一六三四）から十二、十三年と干ばつが続き、十四年の春から夏にかけては餓死する者も出るほど凶作だったのに、年貢米の取り立ては厳しく、天草内には不安の気が満ちていた。たまたま寛永十四年の十月、

島原半島で農民一揆が起こり、その地の代官を打ち殺して島原城に迫る勢いであつた。この話が伝えられると、十一月の初め、天草でもこれに呼応して農民が立ち上つたのだった。

天草における一揆勢の象徴的
頭領に天草四郎がいた。天草

四郎を担いだのは、先代の領
主小西の一党といわれている。

天草の一揆勢は、初め四郎の出生地大矢野島で決起し、大矢野島から上島の大浦に渡り、現在の国道324号線に沿つて西下、上津浦に達した。天草の動向を知った島原の一揆勢からは上津浦に援軍を送り、そこでの一揆勢は陣容を整え、一挙に西下して、ここで一揆勢は

三宅藤兵衛切腹

いっぽう、富岡の唐津藩出先は、情勢の緊迫化に対処するため、唐津に援軍を求める、唐津勢の富岡着は十一月七日であった。これより先、富岡城の番代三宅藤兵衛は、手兵を率いて本渡にいたり、ここで一揆軍を迎撃討つ計画をたてていた。唐津から援軍を得て、戦意がよやく高揚してきたところで、一揆軍の策略に乗せられて本渡の陣を払い、一揆軍の待ち伏せする島子前線へと軍を進めた。島子での一戦は十一月十四日、一万数千の一揆軍と激突、唐津勢の千五百人は敗れて後退、本渡で立て直しを計つたが及ばず、三宅藤兵衛は切腹。兵はほうほうの体で富岡城に逃げ込んだ。



天草四郎の銅像（天草切支丹館）

一揆勢は敗兵を追つて富岡城に迫り、十一月十九日、一万三千余人で城を包囲し、強襲して城を落とそうとした。しかし無勢でありながらも銃砲の備えも十分あつた城兵の力戦には及ばず、一揆勢は包囲を二日目にして突然解き、富岡近くの坂瀬川から船団仕立てて島原半島の原城に向かつた。

原城陥落 原城の一揆勢は天草からの一万四千余人と島原勢

で、計三万七千人にふくれ、これを包囲した幕府勢は九州諸藩連合の総勢十二万人。その大軍が原城を取り囲み、激しい攻撃を続けた、一揆勢の守りは固く、翌寛永十五年一月一日の幕府側の総攻撃で、指揮者の板倉重昌が戦死、攻撃は失敗。その後任として到着した松平信綱は持久戦を構え、城内の食糧欠乏を待つた。その年の二月二十八日、原城は陥落した。

原城陥落に際し、一揆勢の三万七千人は残らず戦死。これほどに徹底した全滅戦は珍しかつた。戦後集められた首は愛津（長崎県愛野町）、原城外（長崎県南有馬町）、富岡（熊本県苓北町）に埋められ、千人塚と称して今に残つている。

唐津領知行没収、 騒乱発生の原因をつくった、島原城主の松改めて知行下付 倉勝家は、大名の身分でありながら打ち首。

唐津城主の寺沢堅高も、いつたんは知行十

二万三千石を没収されたが、後に松浦、怡土両郡の八万三千石を改めてあてがわれた。これは、富岡城をよく死守して、幕藩体制を支える藩の権威を維持できたとして、その功績が認められたものであつた。

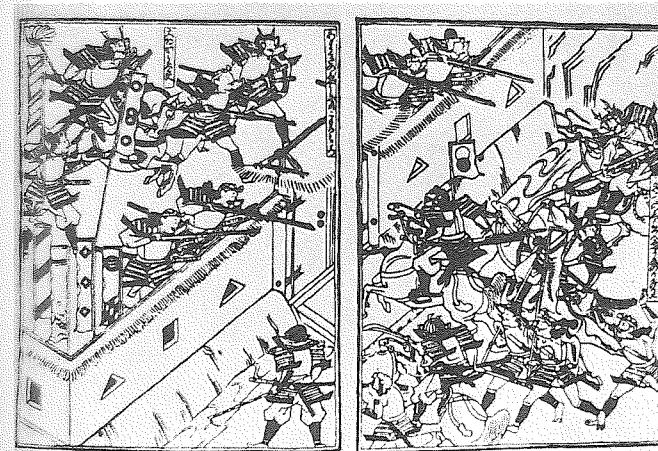
〔『名古屋文書』〕天草島原の乱当時の聞書覚書。延享年間（一七四四～四八）成立〕

「寺沢兵庫頭様御代、御領分島原に切支丹はいかい（徘徊）仕候。その節兵庫頭様江戸御勤番にて御座候に付き、御上意は急ぎ罷下り、踏ミ潰ぶし申すべしと、御上意により夜を日に継ぎ、二十日に唐津に御入り、鹿賀出崎より御覧成され候えば、御船は高島、鳥島辺にかざり立て、居え申し候に付き、御覧成られ御意は、城には入る間敷く候。直ちに船に乗るべしとの御意に付き、水島より川御座に御召し、御船に移り召され候事。

その夜、御機嫌損じ、御近衆東金内殿御手打ち成され候。これにより、御詰衆、御小姓衆、御坊主衆御船より海に、ばら／＼と飛び込み成され候。然れ共付舟共早々指寄り、たすけ申し候に付き、人命に気遣いは御座なく候事。

翌日御出船成され、名護屋浦迄御着船、御供舟は野本（野元）の浦に御入り成され、御召船は御番所の前に御かかり御座候。然る所にその夜九ツ時分に名護屋町松本久兵衛と申す者の灰小屋より火出来、火事に罷成候に付き、岡町の者どもかけ付け、打ちけし申し候。その節御代官谷村八右衛門殿、殿様御舟掛けに付き御越し、伊右衛門（名護屋伊右衛門）方に御座候所に、町に火事と申し候に付き、伊右衛門同前かけ付け成され候。（中略）一番立て、二番立ての侍衆打ち死に成され、その上兵庫頭様御死去遊ばされ、段々万事宜しからず候御事。

御上使様松平伊豆守信綱様思召し上げられ候は、悪等（党）共原城と云う古城に籠り候。太閤様御在城名護屋古城、心元なく思召され、島原よりすぐ名護屋に御座成され、古城御見分（検分）遊ばされ候所に、御家形斗りとけ、土代（土台）石垣はその儘に御座候に付き、御見分の上、詰り詰り御指図を以て、兵庫頭様御足軽五



島原の乱。原城攻防戦図（17世紀末の〈切支丹破却絵伝〉より）

百人仰せ付けられ、御崩し成され候。尤その夜は名護屋に御一宿遊ばされ候御事。

その夜、暮時分、兵庫頭様御上使様へ御見舞い成され候。地下に居申し候者共、殿様御越し遊ばされ候と聞かせ申し候に付き、伊右衛門ちやうちんとぼしながら、殿町出口に出申し候へば御先のちやうちん二張り相見へ申し候に付き、道のはたにかがみ、御先衆に所々の庄屋罷出申し候旨申し上げ候へば、御先衆御乗物の御そばに御寄り、その旨仰せ上げられ候へば、御乗物より御のぞき遊ばされ候に付き、頭をかたぶけ申し候時、ちらりと見上げ申し候へば、御色黒ぐろと、御まなこ大きなる殿様にて御座候。……

翌日、御上使様御案内仕り、石室堺迄首尾能く御案内仕り、罷帰り申し候。その先々は、その村々庄屋御案内仕り候事。

その砌みさき小倉御地頭小笠原右近太輔様、九州の御旗頭にて、御上使様も小倉に御逗留成され、御上意の趣、九州の諸大名方に仰せ付けられ候哉。先達て石川三左衛門様御越し成され候。外の諸大名様方は御上意の趣仰せ付けられ、段々御立ち成され候。兵庫頭様は御着成らず候に付き、三左衛門様町口迄二度御出、御上使様、御家老中迄、延引之段仰せ上げられ候。兵庫頭身代是迄にて御座候。扱々悲しまるるに及ばざる儀に御座候と男なきに泣き成され候えば、御上使様此段聞し召され、近時参着致さるべく候へと心安く存すべき旨仰せ付けられ、三左衛門様ちと心

能く御座候所に、漸々兵庫頭様御着成され候。

御上使様伊豆守様、右近太輔様御同座にて御上意の趣仰せ付けられ候。『兵庫頭兼ねての仕置き悪敷に付き、悪党もはいかい申候。之に依つて拾弐万三千石召し上げられ候』と仰せ出され、ややしばし御見合い成され御座候て後、『去り乍ら親志摩守儀は太閤、家康に忠孝の者たるによつて、志摩守に対し唐津八万三千石、新知に下し置かれ候。有難く存じ上げ奉るべし』との御上意にて御座候。之に依つて、兵庫頭様思召し候は、親志摩守鎧の先にて取り候知行召し上げられ、新知に下され候儀、さりとてはさりとては無念千万成る儀と、つねつね思召され候に付き、御心御乱れ、終りには御死去成され候事。』

十三 寺沢氏断絶と唐津城引き渡し

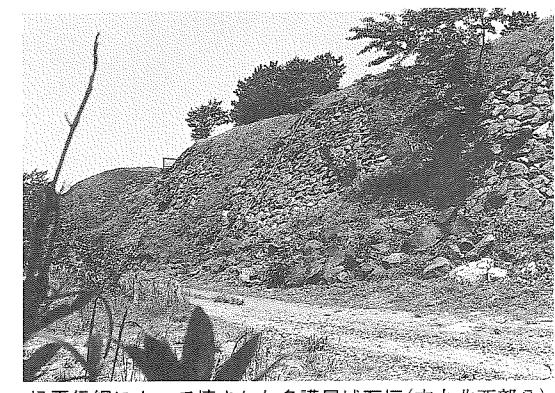
寺沢兵庫頭堅高は正保四年（一六四七）十一月十八日、江戸藩邸で自殺した。かねて天草四万石の失地を苦にして、もんもんとしていたのが高じて、発作的に自殺したとみられている。享年三十九歳。法名「孤峰院殿白室不居士」。家督を相続する実子がなく、その準備もしていなかつたため御家は断絶、家中の侍は失職、四散した。

唐津城引き渡し 唐津城受け取りの幕府正使は、大目

源太、津田半左衛門の三人。また、豊後竹田の城主中川内膳正及び備中松山の城主水谷伊勢守が唐津在番を命ぜられた。当時、水谷伊勢守は病床にあつたので、



寺沢堅高墓碑（唐津・近松寺境内）



松平信綱によって壊された名護屋城石垣（本丸北西部分）

代理として島原城主の高力摂津守に在番が命ぜられた。

幕府領となれば、その他の民政は幕府勘定奉行支配下の代官が執行することになるが、唐津の場合、天草代官の鈴木三郎九郎の管轄とされたらしい。しかし日田代官の小川九左衛門が、慶安二年（一六四九）正月、豊後の海上で遭難死亡したという『徳川実紀』の記事には、小川を唐津代官と記載しているので、後には日田代官の管轄となつたのではないかろうか。

唐津城の引き渡しは正保五年（一六四八）一月一五日慶安と改元）正月のこと、伊万里口から中川内膳正、佐賀口から高力摂津守と、筑前口からの幕府正使とが養母田の川原橋付近で出会い、使者をもつて唐津城の兵庫頭の家中に対し、城の明け渡しを要求、ついで、大手の勢だまりに馬のくつわを並べて待機させた。兵庫頭家中は、家老の熊沢三郎右衛門以下男女残らず大手門を境に待機。やがて、幕府正使入城の後、兵庫頭の家中は大手門から出て堀端を通り、淨泰寺脇から名古屋口に出、西寺町、町田、十人町の天満宮下を通つて新堀の渡場にいたり、川舟で満島に渡つて千体佛の先の松原に全部集合した。ここで家老衆の挨拶があつて、それぞれ思い思ひの方向に散つていった。足軽や唐津に縁のある者は、唐津の町に引き返して、改めて暇乞いをし、泣きの涙で目も当てられぬ次第だったと伝えられている。

城引き渡しの幕府上使筆頭の兼松氏は、島原の乱の巡察に、寛永十四年（一六三七）十二月派遣されており、その後も、長崎での蛮船出入りを厳しく取り締まる特命を受けて派遣されていた。兵庫頭家中との接触もかなりあつたようで、寺沢氏断絶に際してもその家の就職に奔走した。有浦氏を大久保加賀守の所へ、値賀氏、呼子氏を岡崎城の水野氏に紹介したのも兼松氏であった。

寺沢家中には、怡土郡高祖城の原田一族から原田伊予、鬼ヶ城主草野宗楊の孫に当たる沢木七郎兵衛など知行

千五百石を受けた地元出身の重役もいたが、それらの消息は明らかでない。

第二項 幕府領の時代

正保五年（一六四八）正月の唐津城引き渡しから、慶安二年（一六四九）九月の大久保氏による天草代官、日田唐津城受け取りまでの一年九ヶ月ほどが幕府領の時代であった。幕領の支配は一般に代官の職代官管轄となる

掌で、唐津の場合は初め天草代官、次いで日田代官の管轄するところとなつたようだ。
しかしこうでは、前記の水谷伊勢守（備中松山城主）も民政にかかわっていた形跡が、名護屋村、吉井村の庄屋文書に残っている。水谷氏は、唐津城引き渡し当時は病床にあつたので、回復してのち唐津入りしたものが。

前記の中川内膳正（豊後竹田の城主）家老格二十五人、物頭以下三千人を三番に分け、唐津不穏の空氣、極刑も

に在番した。当時領内には不穏の気配があつたものか、中川氏の家中は鉄砲頭に足軽を付け、たびたび領内を巡回して、不都合の筋で領民を斬罪することもあつた。また、たまたま市中巡回の折、不敬を働いたなどで、市中引き回しのうえ、衆人環視の中で、大手前広場ではりつけの極刑を行なつたこともあつた。
中川氏は慶安二年九月、大久保氏の唐津入りとともに、太宰府を経由して帰国した。
考えられるが、実際には役方、すなわち行政面にも関係していたようだ。

御朱印高帳提出

幕領になつた当時、まだ事務の整理もできない折に、急に御朱印高帳に畝数を付けて差し出され、江戸から通達があつたが、確かに吟味もしないまま江戸か唐津かで、いい加減に見当をつけて差し出している。畝高も合わないので、はたして正式に受理されたものかと疑念がもたれたことが、一般の庄屋文書に記されている。すなわち御朱印高、これは押領高とも表高ともいうが、この表高に見合つ村高と、その田畠屋敷の畝高とは、もともといい加減なものだということのようだ。

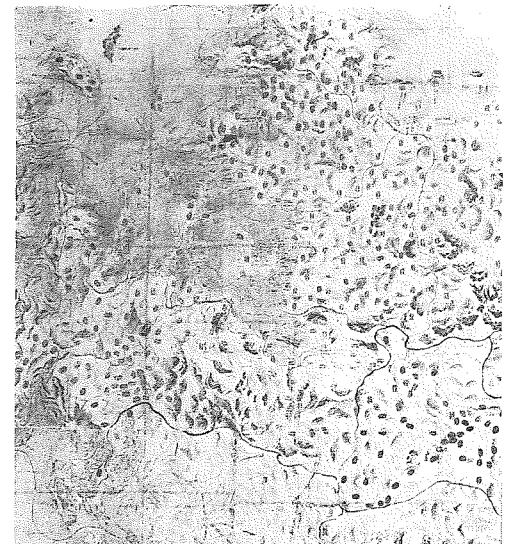
表高は古高のことである。

これよりさき、正保元年（一六四四）十二月、幕府は、諸国郷村高帳、国絵図を作るよう諸大名に指示した。各大名も村の実体をつかんでいなかつたので、この時点での郷村帳の整備を必要としてのことでもあった。ついでだが唐津藩の石高が郷村帳を根拠とした統一的な石高となるのは、寛文四年（一六六四）の『印知集』以後といつてよい。

注 印知集 明治三十九年図書刊行会発行の『続々群書類從第九地理部』所載。

『慶安御触書』布達

幕領時代の慶安二年（一六四九）二月に布達された『慶安御触書』も重要である。徳川時代も三代将軍家光までは万事武断主義で、問答無用の強引きで農民の生産物をかすめ取っていた



正保肥前国絵図(佐賀県立図書館蔵)。正保四年、幕府の命で作製した絵図で、郡村単位の石高・宿場町・主な河川の川幅、水深など細かく記載してある。中央上部が東松浦半島。広さ435×496センチ。

『慶安檢地条目』布達

この触書には「少しばかりもこれ有つて、身上持ち上げ候様に仕るべく候。そのしさいは、年貢の為に雜穀を売り候事も、又は買ひ候様にも、商心なく候えば、人にぬかるるものに候事」とか、「山方、浦方には人居も多く、不慮成るかせぎもこれ有り、山方にては薪材木を出し、柑類を売り出し、浦方にては塩を焼き、魚を取り、商売仕り候に付き……」などと農、山、漁村での商業活動を公然と承認し推奨している。幕領時代の唐津は、政治的にも経済的にも、また社会的にも、大きな転換期を迎えていた。

前記御触書と一緒に『慶安檢地条目』が布達されたが、これも以前の検地の誤りやその後の発展で、実情に合わなくなつたときの再検地に備えたものだが、天草代官鈴木三郎九郎の石高半減の願い出も、検地見直しの動向を示すものと思ってよい。代官鈴木は乱後の民政安定を計つて再検地を実施し、承応二年（一六五三）寺沢氏の定めた四万一千石は不当として半減の二万一千石が相当と、老中に願い出た。石高半減が実現するのは万治二年（一六五九）である。天草の場合と同様、寺沢氏の松浦郡石高も不当と思われたが、減石は大名の貢禄を左右することになるので容易なことではなかつたかもしれない。

もつとも正保（一六四四～四八）のころの唐津領の年貢は、村高の何割何分何厘といったことでなく、上田一反に年貢何石何斗、という定米制をとつていたので、石盛そのものは関係ないようであった。この定米制を、唐津藩では「土免」といつたらしい。後には「定免」と同じ意味にとられている。

注 定免・検見法に対する徵稅法の一つ。数年間の収穫量を平均して租率を定め、原則として一定期間中は豊凶に よらず定率の租税を納めさせた。

唐津柵 幕領唐津が寺沢氏から大久保氏に申し継いだ事柄のうちに、唐津柵の使い方があつた。

唐津柵の一升は、京柵の一升一合に当たり、その使用については、初め庄屋、農民から証文をとつて承認させていた。元和検地に際して唐津柵一升を「升太くして」というのがあるが、これは升を山盛りに使うことらしい。そのようにして量つたので、その後はこの量り方で三斗を一俵とした。

年貢米を藩の蔵に納めるとき、三斗俵一俵の中身が三斗二合あれば、農民は欠米を出す必要はなかつた。もし切れていたら不足分は出さねばならなかつた。

第三項 大久保氏の時代

一 大久保氏

唐津藩は譜代大

慶安二年（一六四九）七月、播州明石から唐津への転封を命ぜられた譜代大名大久保忠職は、

名時代となる

八月の末か九月の初めに唐津入りを果たしたようだ。唐津城にはこの時から明治の廢藩までの二百一十二年間に五つの譜代大名家が交代して在勤した。各大名の在勤期間は外様大名に比べて短く、転封によつて未知の土地へと渡り歩くわけだから、その土地の人情風俗や地理歴史にも不案内のため、各氏の歴史的文化的伝統によつて、対応に相違があることはもちろんだつた。おしなべて譜代大名の政治は、幕府の布達する制度や政策を標準としていた。

大久保氏の由緒 慶安二年（一六四九）七月、播州明石から唐津への転封を命ぜられた譜代大名大久保忠職は、

前、すなわち曾祖父の忠世は、天正十八年（一五六〇）、家康

の関東移封に際し、小田原城で四万石を与えられ、後に五千石を加えられた。

その子の忠隣は、十一歳のときから家康に近侍し、姉川や三方ヶ原で軍功をた

て、文禄二年（一五九三）には小田原城で七万石を領した。後に二代将軍秀忠に仕え執政の任にあつたが、生来の剛直さが禍いとなり、慶長十九年（一六一四）

小田原城から追放されて江州の中村郷に流され、五千石が与えられた。小田原

城の没収に際し、長子故忠常に与えられていた二万石は安堵されたが、故忠常の子忠職は閉居を命じられた。当

時、忠職は十一歳。

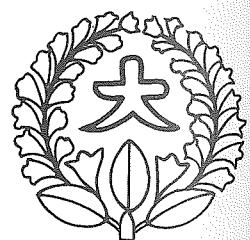
大久保忠常は、忠隣の長子、次子に右京亮教隆がいた。秀忠十二歳で小田原に出陣のとき、忠常は十一歳でこ

れに従つた。元服に際しては秀忠の一字を賜わつた。慶長五年（一六〇〇）加賀守となり、同六年、武藏国騎西で二万石を賜わつた。將軍の覚えめでたく、権勢並ぶものもないほどで天性温順にして慈愛深かつたので、当時の人は彼を賢人と称して親しんだといふ。慶長十六年（一六一二）十月、三十二歳の若さで死去した。

忠職唐津入城 忠職は、寛永二年（一六二五）閉居を解かれ、同三年加賀守に叙爵された。叙爵以前は新十郎と称した。加賀守というのは本来官職の名称だが、近世では大名の通称になつてゐた。

忠職は、寛永二年（一六二五）閉居を解かれ、同三年加賀守に叙爵された。叙爵以前は新十郎と称した。加賀守というのは本来官職の名称だが、近世では大名の通称になつてゐた。

寛永九年には美濃加納の城主に転じて五万石を拝領、寛永十六年、播州明石城に転じて七万石となり、慶安二年（一六四九）、四十三歳のときに、さらに一万三千石を加増されて、八万三千石の唐津城主となつた。明石在任のころは忠季と称していた。忠職の唐津入部については、その日次や祝儀の次第も不明である。



大久保氏の家紋・大久保藤

二 宗門改めと五人組のこと

キリストン追放

吉利支丹宗門の禁圧については、秀吉以来たびたびの布達と、その実行が試みられていた。寺

澤志摩守はその先駆けとして大坂の陣に先立ち、高山右近などを長崎から海外に追放する特命を受けたり、また天草については、加藤清正が豊後の内の二万石と交換したのも、小西の残党の吉利支丹を嫌つてのことかと思われる。志摩守は思いきってこの難儀の地を引き受けた。

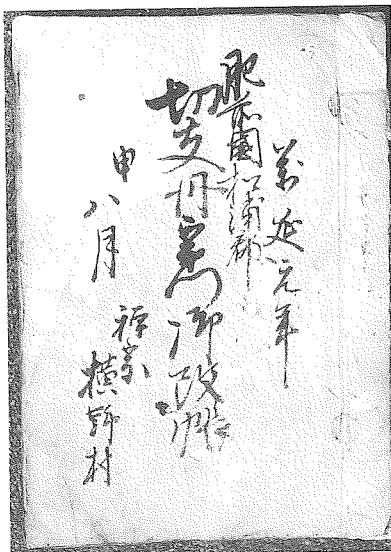
志摩守自身もはじめ、吉利支丹に加担した前歴があり、それだけに自信をもつて事に臨んだかもしれないが、その結果は寛永十四年に起きた天草の乱として現わされた。

唐津藩のキリ

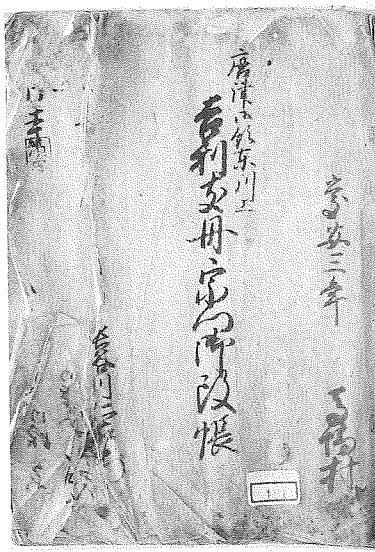
あつたが、一般には宗門改めは寛文五年（一六六五）以降といわれている。天草の乱の当事者でシタン改め

つた唐津藩は、早い時期に宗門改めが、制度として定着していたようだ。残存する宗門改帳で最も古いものは、相知町立図書館が所蔵する慶安三年（一六五〇）八月のもので、住民一人一人について、旦那寺の請合印が押されているいわゆる寺請証文の形式であるが、帳末に庄屋名頭連判の起請文が書かれている。

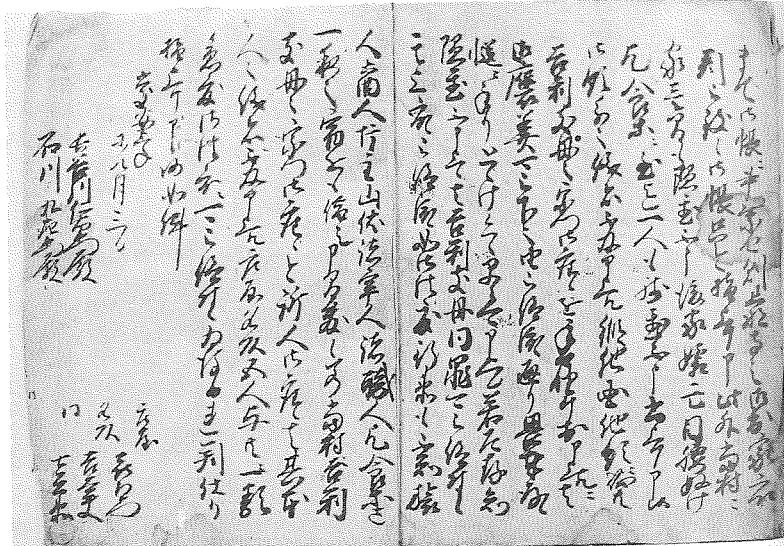
「右の通り伴天連吉利支丹いるまんの宗門馬場村に老人も御座無く候。当村中の男女、子供、下人、下女等まで御帳に書き乗（載の誤字）せ、即ち旦那寺の御出家衆に判致させ候御帳、只今指し上げ申す。此の外、当村に家老軒も隠置き申さず、後家、嫡、盲、腰ぬけ、乞食等に至る迄一人も残し置き申さず書き上げ申し候。御領分の儀は申し上ぐるに及ばず、たとえ他国他領に成るとも、吉利支丹の宗門御座候を承り、届け出申し上ぐるには御褒美下さるべきの由、仰せ渡され候通り畏奉り存じ候。慥に承りとどけ候はば、早々申し上ぐべく候。若し存知ながら隠し置き、申し上げず候はば吉利支丹同罪仰せ付けらるべく候。その上、度々仰せ渡され候御



現存中最も年代の若い万延元年の宗門改帳（右より210年後）



旧唐津藩内で一番古い慶安三年の宗門改帳（相知町立図書館）



慶安三年の宗門改帳の末尾部分

法度の如く、行衛（行方のあて字）も知れぬ旅人、商人、坊主、山伏、諸牢人、諸職人、乞食等迄、一夜の宿をも貸し申す間敷く候。若し当村に吉利支丹宗門御座候と訴人御座候はば、その本人の儀は申し上ぐるに及ばず、庄屋、名頭、五人組共に一類、急度御法度に仰せ付けらるべく候。後日の為、連判仕り申し上げ申し候。依つて件の如し。

慶安三年（一六五〇）八月三日

長谷川伝右衛門殿

石川九左衛門殿

庄屋 喜左衛門
名頭 吉太夫
七兵衛

最後の文面「連判仕り、申し上げ申候、依つて件の如し」が、土井氏の時代になると、「起請文、血判を以て申し上げ候事」と変わり、文久年中（一八六一～六四）には血判のところが連判となつた。

また、慶安三年（一六五〇）の年次で、唐津藩にも五人組が存在していたことが確認されている。五人組制度については治安維持あるいは防犯について、近隣のものが連帯で責任を持ち合うという慣習が、藩政のはじめごろから存在していたとは推測されるが、制度としていつごろから実施されたか証明はな。幕府の御触書にも五人組の文字が出るが、触書の対象が限定されていて、どの大名領にどの程度実施されていたかは分からぬ。しかし、唐津藩の場合は五人組が出てくるのは、一年九ヶ月の幕領期間の時期か、また天草の乱以後で、いずれにしても幕府の施策が早い時期に、唐津領で実施されていたことは注目すべきである。五人組帳の前書が整うのは、もう少し時代が下つてからだが、現存する五人組帳前書では、土井氏時代のものが最も古いようだ。

三 人別改めのこと

人別改めについては、後代には宗門人別改めとして、宗門改めと一体的に扱われたが、本来は全く別の意味があつた。人別改めは人口の調査であり、全国的には享保十一年（一七二六）以降といわれている。唐津地方に残る人別改帳は明和年間（一七六四～七二）以降のもので、弘化年間（一八四四～四八）以降は宗門人別改帳となつてゐる。弘化年中からは、踏絵も実施されていた。

唐津藩人別改め

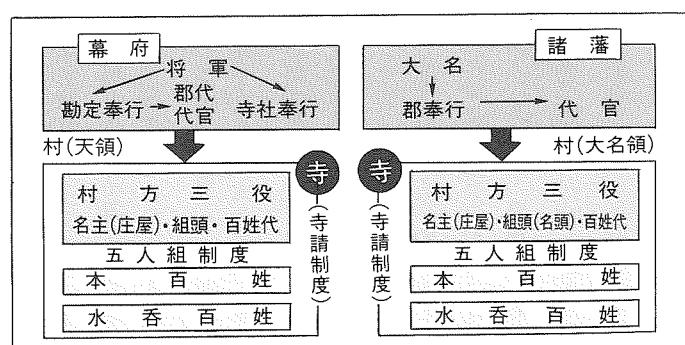
唐津地方の人別改めについては、次のように伝えている。
 「大久保様唐津御在城の節、御苛政の由にて、堪兼ね、離散仕り候者、間々御座候て、村々人別の増減も相分らぬ次第に至り、その頃より相始まり、御改め御出郷（役か）の砌は、人気慰め候思召しの故か、酒肴その外菓類など売買御免にて、飲食の費も少からぬ向きに申し伝え候（万延元年八月、領内大庄屋連署の宗旨方御役所に提出した歎願書）とある。また、

「当地は他所と違い、石盛斗代高く御座候。之に依り、竿詰りの田畠は

注 名頭 = みょうずとも読む。村役人の一名称。唐津藩では郷士層から

庄屋を選び、農民から名頭・百姓代を選んで村方三役とした。

五人組 = 江戸時代制度化した村民の隣保組織。



村のしくみ（『総合歴史資料集』佐賀県版より）

上毛に出来候年たり共、御年貢米余計に不足仕候て、作徳と申すもの御座なく候。右の訳ゆえ、名請一名(人)の惣辻にて悪田地多き者は、子孫相続も成り難く、断絶仕り候者多く御座候。就中、明暦・寛文の頃(一六五五・七三)忠職の時代)、当領の人民減少仕り候事も御座候て、元来人少なに御座候。その上……、人民余計減少仕候。之に依り村々共、主無地と申す田畠余計御座候に付き……』(『寛政巡見手鑑』の書入れ御田地方取鎮の事)ともあり、いざれにしても大久保氏の時代には人口の異動がはげしく、実体の把握が難しいので、人別改めで、人口の増加定着策を考えたものようだ。

ところで、当時の人口はどれほどであつたか、幸いに史料が残っている。それによると、大久保氏入部のころの、唐津領松浦郡、怡土郡の戸数、人口は八千九百八十一軒、三万九千六百五人となつてゐる。これが、入部後十六年目の寛文五年(一六六五)には、一万千八十八軒、五万五百七十五人に増えている。信じ難い増加数だが、これも人別改めの結果かかもしれない。

大久保氏入部当初の戸数、人口にはやや問題がありそうだ。大久保氏の悪政による戸数、人口の減少ではなく、前の寺沢氏時代の悪政による減少、または人別改めの統計不備ということだったのかとも考えられそうだ。

唐津領の人別改めは、毎年四月、その村の庄屋屋敷で行なわれた。改めがすむと、人々は『身祝い』あるいは『判祝い』と称して、近所寄り合い、酒食を共にした。その費用も、一軒平均十匁と見積もられ、領内一万軒として千両ほどもかかり、後には難渋至極と嘆かせたという。

注 惣辻(そうづじ)総合計の意。辻とは合計、結局、結果のこと。

四 地方知行、蔵米知行、諸納物

寺沢時代は地方知行 知行取りの侍を給人(きゆうにん)という。寺沢氏の時代、知行は地方で受け取ったので、地方知行とも

いう。地方とは農村のことで、百石の知行取りは百石の収穫高のある農村を支配する権利を持ち、収穫高のうち、農民の生活に必要最低限のものを農民の手元に残して、残りすべてを收取した。全収穫高に対する知行主の收取率は初めは六割程度であったが、後には四割程度になつた。收取率四割の場合を『四ツ物成』といった。

蔵米知行とは、本来地方から直接受け取る收取分を、藩の米蔵から相当量だけ受け取ることである。四ツ物成の場合、百石の知行取りで四十石の米を蔵米で受け取つた。蔵米取りになると、農民との交渉がなくなり、ほしいままな收取ができなかわりに收取のための雜務から解放された。

大久保時代 に農民の間に生ずる不満を、ある程度解消することができた。また藩全体の財政の操作も、給人以下の藩士の、直接の干渉を受けることなく、事務的に可能になつた。

藩士に対する藩の統制力が強まり、いつぱうでは、藩の財政的な困難が増大する慶安から寛文(一六四八・七三)の時期には、給人の知行形態が一様に俸禄化していく。

給人の地方取りが廃止されるとともに、領内の村々に対し、御城御用の夫役や諸物資を調達するための役高及び諸納物の割り当てが実施された。諸納物は、それまで地方取りの給人によつて、支配の村から直接個々に收取されていた台所の薪や、馬屋のワラ、飼い葉、屋根のふき替えに入用のカヤ、縄、それに暖房あるいは鍛冶(なわかじ)のための木炭などが、統一された規格と方法で納入されることになつた。

諸納物の割り当てについては、一万石当たり何程という、いわゆる「万石割り」が行なわれたというが、具体的には明らかでない。現在残っている史料（『唐津鑑』・岸田文書）は、松平氏七万石時代の諸納物についてだけ述べているが、たとえば、

諸納物御定式覚

一、麻苧 武百五十貫目 但毫メ目に付代米武斗 御買料八十目に付銀毫匁

一、鍛冶炭 三百俵 但五斗入

此石百五十石 壱石に付代米武升 御買料は五升ヅツ

一、山茅 武千四百駄 壱駄ニ付五合 御買料壹升ヅツ

但一駄ハ六束

一、蕨繩 百三十束 壱束米九升 御買料壹斗

但一把三十尋

一、中繩 千七百束 壱束八合ヅツ 御買料九合ヅツ

但三十尋

一、銅葉 三千五百俵

風袋共五貫目入 御買料壹俵ニ付壹升ヅツ 御割賦ハ代米なし

一、薪 八束ニ付五合ヅツ 御買料なし

但長武尺に武尺廻

(以下略)

右の通の品々は御用次第相納め來たり候、尤も銅葉江戸御用は代米下され、御国御用高は代米に立たず。」

とあり、御定式とは、毎年、年間いくらと決まつた数量で経常的なもの。御買料は、定式とは別に、あるいは追加して買い上げられる臨時の数をいつた。また、

「諸納物覚

一、大豆壹石三斗に付き代米壹石

一、小豆壹石武斗に付き代米壹石

一、蕎麦壹石に付き代米五斗

一、小麦壹石五斗に付き代米壹石

(以下略)

右の諸代米、御物成御勘定差し継ぎにて下し置かされ候。」

御物成御勘定差し継ぎとは、年貢米納入の節、代米分を差し引いて納めることで、諸納物納入のときは、係り役人の発行する代米の手形が年貢米に當てられた。

五 寛文印知と大久保氏

寛文四年（一六六四）四月の末から八月の末にかけて、諸大名に封地宛行の判物や朱印状の下付封地あてがい状が行なわれた。十万石以上並びに侍従以上には花押の署名のある判物だが、それ以下は朱印状であった。この宛行状の一斉下付を「寛文印知」とい、この後、將軍の代替わりごとに、領地朱印状と領地の目録が交付されるしきたりとなつた。これは徳川將軍による全国支配の確立を意味した。ただし宛行状所付け村

数と現地の村数とは必ずしも一致しないことがあった。

注　判物^{はんもの}主筋から与えられるおもに領地知行関係の証明書。書き判があるので墨付ともいう。

花押^{かおさ}書き判。

寛文印知による大久保氏の宛行状^{あていじょう}（『寛文印知集』）は次のとおり。

「肥前国松浦郡の内式百参十箇村六万三千參拾式石五斗、筑前国怡土郡の内參拾八箇村式万九拾六石五斗余（目録在別紙）事、前々の如く宛行訖^{おわ}ぬ、全く領知せしむべきもの也、よつて伴^{ばん}の如し。」

寛文四年（一六六四）四月五日 御朱印

筆者 小嶋久左衛門

大久保加賀守

どのへ」

新しく出てくる村名

八万三千百石余の知行高は持領高であり、唐津でいう「古高」である。しかし目録にある村名は古高以後、それよりもっと新しい元和検地以後のもので、古高や元和検地に出てこない村名がいつごろ成立したのか不明である。今それらの村名を列挙すると、旧巣木村の内篠原、旧大川村の川原、旧入野村の高串、晴氣、京泊、駄竹、菖津、向島、旧値賀村の外津、旧鏡村の梶原、旧満島村の満島、旧玉島村の玉島、金草、渕上、旧浜崎村の山瀬があり、山瀬、金草、篠原は後に独立村としては消滅した。高串、晴氣、京泊、駄竹、菖津、外津は村でなくて浦というが、独立村の格好で親村から分離したものである。怡土郡についても真名子、堀、佐波、大入、淀川、河原、片峯、片山、石崎、唐原、小藏、飯原、八島、平原、富の十五カ村が出てきている。

寛文印知当時の松平氏は下総・佐倉で六万石、土井氏は下総・古河で十万石、水野氏は三河・岡崎で五万石、小笠原氏は同じく三河の吉田（豊橋）で四万石を領していた。

六 夫役、扶持米のこと

夫役^{ふやく}の徴用は、年貢米の收取と並び農村の二大負担であった。大久保氏の時代にはじまるわけではないが、地方知行の場合は夫役の徴用も知行主を通じて実施され、そのため知行主により均等を欠くことがあつた。農村が個々の知行の支配から解放され、藩の役人により領内が統一的に支配されるようになると、夫役の徴用も統一的な基準で割り当てられて実施された。また夫役徴用された人夫の扶持米^{ふちまい}についても公定された。

岡役^{おか役}には、岡役と浦役（後記）があり、岡役は地方の農村が負担する夫役で、御城御用人足として年間五百人を限度として村々に割り当てて徴用され、一日一人につき米五合ずつの扶持が与えられた。五百人以外に日雇いの人夫が使われることがあるが、その場合は銀九分の賃金が支払われた。

御城御用の材木を切り出す杔^{そよ}（木こり）も割り当てられたが、これには定式の員数はない。従つて扶持米の定めもなく、貯米として一日一人につき四升の定めがあつた。四升とは多過ぎるようだが、記録にはそうある。

郷中の井手や堤の普請についても、役所から人足供出の割り当てがされたが、これには貯米はない。しかし井樋や橋の作事に経費を要すれば、その経費は関係する村々の毛高に応じて割り当てられた。毛高とは実際の作高のこと。

注 井手=農業用の貯水池。

海上遠見番には足軽番と中間番とがあつた。

足軽番は郷足輕一、三人あるいは五人と詰め合つており、名護屋浦、名護屋古城、呼子浦、神集

遠見番給扶持

島、馬渡島、加唐島、向島の七カ所に存在した。郷足軽は藩の扶持人であつた。

中間番は、その村の農民の中から一人あて勤めたので郷中番ともいう。その場合は、黒塙、杉野浦、星賀、納所、串、小友、相賀崎、鹿家、吉井、加布里の十カ所であった。遠見番に立つ農民には給金でなく給扶持が与えられ、それも関係村々で夫高に応じて負担した。また夫米の制度も、寺沢氏のころから、あるにはあつたが、その定額を夫高の一分五厘と決定したのは大久保氏のときからであつた。

夫高はその村の村高と同じ、とした記録があるが、実際には村高より少し低い。村高から何かを引いた額と思われるが、はつきりしない。

穢多扶持米というのもこのころからのものだが、その詳細は不明。寺沢氏の時代には「かわた」と呼ばれた身分あるいは職業の人で、差別が出てくるのは、元和検地以降のようである。後代の記録によると、彼らは藩の行刑実務に携わり、また領内の村を数カ村ずつ受け持つて、治安の維持と犯罪予防に当たっていた。彼らの受け持つ村々を亘那場と称して、一種の財産とみなされた。藩の御用を勤めるときは帶刀を許され、牢番二人に現米三十九俵の給米が与えられた。また彼らの頭分には一人扶持が与えられ、歴とした扶持人であつた。また亘那場を持った者は、その村々から軒別に、夏は麦一升、秋は糲一升を受け取ることができ、作物の少ない漁浦からは相当する錢が差し出された。あやまつて思われているような概念よりすぐれた存在の職業人もいた。

しかし一般的には幕藩体制による身分制度として特異な立場に扱われていたので、明治新政府は明治四年（一八七二）八月二十八日「解放令」を発布して法的にこの制度を撤廃、身分的に完全に差別を解消したのだつた。

注 夫米・人足米、夫役の代わりに納めた米のこと。

村高 本高、本途物成と同じ。一村の本田畠の生産高のこと。
浦役のこと 地方の農村が負担する夫役を岡役と称するのに対し、浦方の浦々島々が負担する夫役を浦役と呼んだ。浦役には水主役、海士役、釣役などあるが海士分、釣分の成立はいつごろからのことか不明。

水主役が定められたのは、正保五年（慶安元年）一六四八の幕領時代だが、実施されて現実のものとなるのは大久保氏のときからようだ。水主役の仕事は、藩船運航に際し、下級の乗組員として雜務に従事することのか呼子、名護屋、神集島などの船手番所や、加唐島、向島、馬渡島などの遠見番所の下働き、川口の浚渫、御船宮役所の雜役などであつた。

水主役の員数については、正保五年（一六四八）の記録に次のようにある。

「唐津領内の浦数三十三浦、家数千百三拾六軒、人數千六百武人（但し所帶数）

その内訳は、

本水主役五百拾三人（六十日役）

はざ役千四拾八人（八日役）

水主役の延日数計三万九千百六拾四日」

本水主役は独立して漁業で生活を立てている者。はざ役はその他の所帶持ち。領内の浦々には定まつた水主役



足軽番が置かれた加唐島（名護屋城跡から）

の日数があり、御船宮役所からの指示で相当の水主役が使役された。水主役を勤めた一日の扶持米は一人七合五勺ずつ、漕船水主の場合は一日一人一升が与えられた。

釣役とは、釣分と称する漁浦にてタイを釣つて藩の役所に納める役のこと。本役の者は一人で年に二十枚、はざ役で三枚あてとなつており、あらかじめその釣分の本役とはざ役が定められていた。扶持米として、タイ一枚につき米一升二合五勺が与えられた。

海士役についても同様だが、アワビやサザエをとつて役所に納める役のことで、この場合、アワビは本役で一日一貝、はざ役で一月に四貝、扶持米は四貝で米一升となつていていた。サザエの場合は、本役で一月に十貝、はざ役で一月に二貝、扶持米は二十貝につき一升の割で与えられた。海士役についても、海士分と称する漁浦にあらかじめ定数が割り当てられていた。(文化十五年、『名古屋組差出帳』)

玄海町内では外津浦に釣役が定められていた。

注

水主役：漁民に課された役。公務や軍事上の諸役務を負担し、その代わりとして漁業権を与えられているのが普通だった。唐津藩では水主を「加子」とも書かれていた。

肝煎役：各種団体の世話役、夫役の世話役。肝入とも書く。

釣役：唐津藩が魚類を釣つて生活をたてていた漁夫に対し課していた夫役の一種。本役とはざ役(半役)があつた。タイを釣つて納めていた。

海士役：右同。アワビ、サザエを捕つて納めていた。

七 家居根山のこと

百姓家居根山は、忠職の時代に下されたという。家居根山には百姓山、庄屋山、寺社山があつて、それぞれが

個人的に保有し、管理する山林であつた。忠職以前、すなわち寺沢氏の時代には山林の所有・管理は、その村を知行する給人か、蔵入地を支配する代官の手に握られていたようだ。

個人の山林として下付されたので、自分の山から竹木を切り出すのは自由であつたが、土井氏の時代になつてからは役所に届け出、許可の書付けである御切手を受けてから切り出すことになつた。無税、無運上であった。土井氏の時代に切手を必要としたのは、もともと山には山年貢といつて、相応の運上金を上納するのが当時一般の慣習であったが、唐津にはその例がないので、何らかの形で、山林の利用に制限を加えようとしたものらしい。後には、家居根山にある立木で優秀なものは、御用木として役所に登録し、払い下げるときにはいくらかの運上を求められていた。

家居根山からの切り出しは、大久保氏の時代でも末期ごろには切手を必要としたらしい。事実関係は明らかに出来ないが、土井氏の時代になつた元禄九年(一六九六)の文書(『岸田文書』・旧記写)に、「庄屋、百姓家居根山先規御赦免成され候處に、御代に罷成り、御伐り成らせられ迷惑に存じ奉り候間、只今迄の御書面(登録の)御用木の外、御赦免成され下さるべく候事」

とあるので、役所の方で勝手に立木を選別して切り出すようになったのは、土井氏の時代に始まつたようだ。

注 家居根山：唐津藩で呼んでいた個人所有の山林。一般的には居林山といつていた。

八 忠職の死と忠朝の襲封

忠職のこと 寛文七年(一六六七)十二月の定期叙爵で、大久保加賀守忠職は、小倉城主の小笠原忠雄らとともに従四位下に昇格した。翌八年四月十一日、先の小倉城主小笠原忠真が、将軍の特命で拝受していた九州探題の任務を、忠職が繼承することになった。

忠真は寛文二年（一六六二）五月以来この任務にあつたが、同七年十月死去していた。

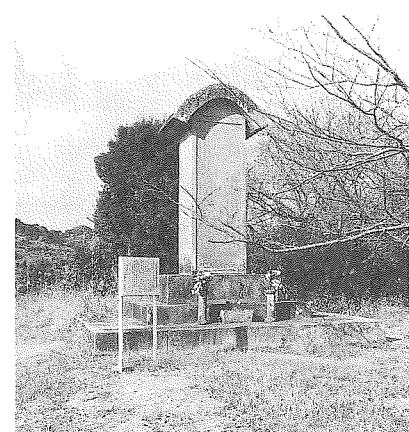
九州探題とは、長崎辺りに蛮船ばんせんが着岸するとき、長崎表には黒田、鍋島を付け置いているので、諸事相談の上、しかるべき指揮をせよという任務らしい。九州探題の任務を命じられた忠職は長崎筑後町に唐津藩邸を設け、そこに物頭格ものがしらかくの聞役を常駐させた。代々の唐津城主は在任中に、かならず一度は長崎巡視に出かけた。

寛文九年（一六六九）八月十二日大風雨、洪水で、佐賀、久留米、唐津は大きな被害を受けた。唐津ではつぶれた家五百九十戸、稻の減収は一万三千石に及んだという。

九年秋の参勤交代時期には、たまたま病床にあった忠職だが、参勤も忠義の一つと、無理をして参府、登城して將軍にお目見えた。病が募り寛文十年（一六七〇）四月十九日死去した。享年六十七歳。墓は京都の本禅寺にある。唐津和多田の丸宗公園にあるのは頌徳碑しどくひで、大久保氏の移封につれて、明石から移住してきていた御船宮の船手連中は墓同様に祭りを毎年行なっていた。法号「本源院殿前加州太守日禅大居士」。

なお参考までだが、丸宗公園にある忠職の頌徳碑は昔から玄海町値賀川内石工の作と伝えられている。工事記録がないのではつきりとはいえないが、現寸とは少し違うがこの設計図が、値賀川内・徳永家に残されている。

（『値賀史』）



大久保加賀守忠職頌徳碑（唐津市和多田、丸宗公園）

注 物頭『江戸時代の諸藩の職名。弓組、鉄砲組などの足軽・同心衆の頭のこと。

聞役『江戸時代、幕府が長崎警備の諸藩に対して、長崎常駐を命じた二名の家臣のこと。

唐津城八万三千石の家督は養嗣子の出羽守忠朝ただともが相続した。

忠朝のこと

忠朝は、幕府旗本の大番頭・大久保右京亮教隆の二男で、忠職の従弟に当たる。寛永十八年（一六四二）、十歳のとき、後に四代將軍家綱となつた竹千代付の小姓に任命され、慶安四年（一六五一）八月、四代將軍宣下に先立ち叙爵、従五位下出羽守教博となつた。万治三年（一六六〇）には二千石の采地さいちが与えられ、小姓組番頭となつた。寛文十年三月八日、忠職に繼嗣がないので、教博を養子にすることが許され、このとき、教博を忠朝に改名した。

九夫米、樹木代のこと

注 采地『領地・知行所。

忠朝が家督を相続したときの年齢は三十九歳。既に旗本三千石の当主として一家をなし、長子の大蔵忠増も、忠朝が家督相続した寛文十年十二月の定期叙爵で、従五位下安芸守に任官した。忠増の年齢は十五歳だった。

忠朝は、將軍の幼いころから、身近に気安く仕えていたので、相続後に初の國入りするため、暇乞いの挨拶にお目に見えすると、將軍は涙を浮かべて名残りを惜しみ、西国表のことは万事念を入れて相守れとの上意があつたという。以後、唐津城主に対しては、初のお国入りするとき、長崎巡視のことをかならず一言加えられるようになつた。

九夫米、樹木代のこと

夫米、樹木代は、大久保忠朝の時代に始まると郷土史誌にあるが、残存する文書では大久保氏以前に、すでに夫米、樹木代の記載がみられる。

夫米が文書にみえるのには「一分二厘か三厘か、年により御取り成され候」とある。史誌の伝えるところでは

「その村々高に一分五厘あて掛り、指し上げ候」とある。夫米賦課の理由として「地方にて知行御取り成られ候侍衆、知行所の百姓を勤番に召し連れられ候て、難儀に及び候に付き、御雇米差し上げ申すべき旨申し合い、その後は一分五厘掛りに上納仕り来り候」とある。要するに、忠朝の時代に一分五厘の定率が定着したということであろう。

樹木代については、大久保氏以前に、村々から米四升が差し出されている。村の大小にかかわらず、米四升の負担は、後々までも定着したが、この場合の樹木代は樹木に生える果物を対象としたものである。ところが、大久保氏以前の文書では淡柿、木練、柚、蜜柑、栗、梨については「給人より木主に半分下され候」とか「先代は御取り成らせず候」とか、別項に記載されているので、ここでいう樹木代は意味が相違するかもしれない。

年貢米勘定のときに年貢米と一緒に納める夫米は、その村の夫高の一分五厘ということだが、夫高とは何か。また夫高のほかに村々には毛高、人高、役高、村高などがあつて、各種の負担を賦課する標準となっていた。毛高は、実際に作物の栽培されている田畠の高であり、人高は人数、村高は検地帳登載の一村の田、畠、屋敷、木物成の総計、夫高は村高よりちよつと少ないが、何の引き分があるのか不明。役高は村高から定式としての、既定の夫役相等分及び永川成分が差し引かれたもの。例えば、慶安二年（一六四九）の名護屋村の役高をみると、

〔名護屋村引高の覚（唐津領従先年次第聞書覚書）・名護屋伊右衛門文書〕

「一、高千八百三拾九石四斗壹升

内

壹石五斗七升七合 御番所古城普請弁
武石四斗六升四合 永川成分
四百拾七石五斗九升 水主高
拾九石九斗九升五合 かち高
三拾石 山守高
百石 組頭高
三百石 道者送り人馬郷中
かじけ分御引被成候

△九百三拾壹石六斗二升八合（備考）合計で六拾石弐合相違している

残九百七石七斗八升弐合 御役仕り候分

右は先の御代御定の通り少しも偽り申し上げず候所依つて件の如し。

慶安二年（一六四九）丑十月十一日

右の組頭高百石は土井氏時代以降大庄屋役高に変えられたが、そもそも組頭とはいつたい何なのかも不明。村役人としては庄屋、名頭、肝煎があり、農民総代の制度はなかつた。名頭は他藩でいう組頭に相当するので、幕領のころは組頭とも称したかもしれない。肝煎は夫役などを差配する役であつた。

夫高、毛高、人高は、経費負担の割り付けで利用されたが、役高は夫役の人数を割り付ける基準で、夫役の反対給付は役米と称し、各村とも役米帳を作成して勘定し、村の一般経費を勘定する継方帳や、年貢米を勘定する物成勘定帳とは別の、独立会計に属していた。

(注) 役高は本年貢以外の諸掛り物を賦課するとき基準となつた村の高 (生産量)

かち 徒歩で行列などの供する者。

山守 山廻役人

道者 僧 修道者、道心などをいう。

かじけ 水呑百姓、田畠を持たない貧農階級者。

十 庄屋転村の始まり

庄屋は本来、自分の田畠敷を持つてその村に住み、村の指導的人物として、物心ともに村民の信望を得た者であるから、その村に住んでいて初めて勤まるもの。従つて、庄屋を辞職することがあつても、その村の村民であることをやめるわけにはいかなかつた。ところが、たまたま大久保忠職の時代に、庄屋職を取りあげられ、その上、田畠敷を没収される者が出てきた。すなわち、犯罪者として流地に追放された者である。その跡に庄屋となつた者が、自己の財産もなく、おそらく、その村の住民でもなかつたものとみえ、追放された前任庄屋の田畠、屋敷が与えられた。これは例外的な事例にすぎなかつたかもしれないがその後、たびたび庄屋の村替えが行なわれるようになり、自分の田畠、屋敷を持たない庄屋が増えていった。

庄屋の転村制 根拠となる史料は、明治になってからの記録で、確かな史料とは言えないが、転村制が一般化したとはいゝ、明治の廢藩時までに一村の庄屋を連綿と相続し続けた家も少なくなかつた。小笠原氏時代の文政、天保(一八一八~四四)の記録をみても、次の村々には相続庄屋がいた。

相続大庄屋 打上村の一ヵ村。

相続庄屋 野田、高島、梶山、志氣、長尾、小麦原、牟田、福田、井野尾、主屋、湯野浦、中浦、湯野尾、高串、鈎分、高串浦、星賀、有浦下、平尾、向島、串、波戸、塩鶴、野中、名場越、中尾、大良、小十冠者、梨河内、見借、奥、岩野、横竹、田野、高瀬の三十四カ村である。志氣、有浦下の二村は、その後転村庄屋に変わつた。

転村庄屋制が一般化すると、庄屋の権威も、独特の歴史的由来や、領民の間での名望にもかかわりなく藩の権威に服さざるを得なくなつた。

十一 寛文、延宝期の農村

寺沢氏の時代には、大名領主と農民との間には多くの小名領主、いわゆる地方知行の侍が介在し、それぞれの才覚と責任で農民を支配していた。従つて当時の農村生活を、統一的にかつ具体的に理解することは容易ではない。ところが、大久保氏の時代になつてからは地方知行が俸禄制となり、小名領主が農民の前から姿を消して藩制の陰に隠れると、農村は農民だけの共同体として藩制の一部となり、庄屋、名頭、五人組などの役組織によって共同体の運営が行なわれるようになつた。寺沢時代に庄屋、名頭、五人組などの組織があつたとしても、その具体的な内容は明らかではない。

農村五人組の組織

農村の自治的な共同体組織を底辺で支えたものが五人組の組織のようで、その五人組も単に防犯を目的としたものだけでなく、積極的に共同体を防衛する性格も持つていた。

寛文、延宝期(一六六一~八一)の唐津藩では、農村の自治的機能が定着し、次に来る元禄から享保(一六八八~一七三六)期への、歴史推進の活力が育ちつたとみてよい。

寛文、延宝期の農村の実情についてはあまり有力な史料とはいえないが、唐津藩の「五人組帳前書」があるのを掲げる。

同五人組の事

一、公儀御高札の趣きつと相守り申すべく候。なかんづく邪宗門、その類族の者まで、当村に壱人も御座無く候。旦那寺證文毎度指し上げ、宗旨御改め、御奉行衆より血判仕り指し出し候通り相違御座無く候。若しこ上にも御法度の宗旨の者承り出候はば、早々申し上ぐべく候。万一隠し置き、脇より御聞きなされ候はば、邪宗門、五人組の者、同罪に仰せ付けらるべく候事。

一、人の売買は堅く仕る間敷く候。並びに年季男女の奉公人、十年より長年季仕る間敷く候事。

付けたり。縁組養子の儀一切、大庄屋を以て御役人中迄申し上げ、後指図次第仕るべく候。年季奉公人は申すに及ばず、一季おりたり共、断り無くして、男女共に壱人も堅く他領へ出し申す間敷く候。勿論御家中迄出し申す男女奉公人、是また其度に、大庄屋を以て御断り申し上ぐべく候事。

一、村中男の分、十五歳より六十歳迄、当御改めに壱人も残らず、五人組に入り申し候。

御改め以後十五才以上の者、村にある時は御断り申し上げ、五人組迄入り申すべく候事。

付けたり。大小の百姓、何事にても徒党を結び候やから、或は不届者、或は我儘者これあり候はば、早々に吟味仕り、悪事仕らざる様申し合うべく候。その上にも右のやからこれあり候はば御断り申し上げ、御指図次第に仕るべく候。若し先の御代々、人別帳に書き落し申すか、訳これあり候て、隠し人など仕り候はば、此度書き出し申すべき由、畏れ奉り致し候。この上、他村より借り人、隠れ人など候はば、庄屋、名頭のおち度に仰せ付けらるべく候事。

一、牛馬その外、何にても出所たしかに知り申さぬ拂い物、一切買い申す間敷く候。若し拂い物買い申し候はば、たしかなる請け人を立て、証文取り替えし、買い申すべく候。並びに、数年持ち来り候牛馬売買共に御役人中迄御断り申し上ぐべく候事。

一、耕作念を入れ、田畑一畝一步も荒し申す間敷き由仰せ付けられ、畏れ奉り候。田畑、帳面に書き落とし、切添、新田、新畑、新屋敷仕り候はば、兼て仰せ付けられ候通り申し上げ、御指図を請くべく候。尤も、御年貢入念に上納仕るべき事。

一、御免定は勿論、仰せ出され候御沙汰の儀、その時々、庄屋名頭惣百姓出合い、これを抜き拝見仕り、小百姓に至る迄委細に申し聞かせ、少しも出入これ無き様に仕るべく候。御勘定仕立て、御年貢割帳、諸色懸り物帳並びに御救米拝借、種米等に至る迄、庄屋、名頭、惣百姓代帳面に判形仕り、重ねて申し分これ無き様に仕置き、何時なり共、右の帳面御用次第に指し上げ申すべく候。尤も、小百姓当分受け届け、後日に作言致し、公事仕る間敷く候事。

一、御年貢米その外、諸色納物引き負い仕り、欠落の百姓御座候はば、庄屋、名頭迄御懸けなさるべく候。引負物の儀は村中支弁し、御納所仕り、欠落百姓尋ね出し、御指図次第に仕るべく候事。

一、御年貢皆済仕つらず以前、御役人衆の手形なくして穀物諸色出し申す間敷く候。尤も、借用の金銀米その他雜穀ともども、御指図もこれ無く候て、堅く商人にも出し申す間敷く候。御年貢米の儀、庄屋切手にて御城迄納め申すべく候事。

一、盜人參り候時分、その家の下人は申すに及ばず、隣り近所の者ども、村々辻番等見のがしに仕り候はば、御穿鑿の上きつと申し付けらるべく候事。

一、他人は申すに及ばず、縁者親類たり共、往来持參仕らぬ者に、一夜の宿をも貸し申す間敷く候。並びに、遊行の順礼、諸勧進乞食迄、唐津乞食頭の判持ち申さぬ者、当座の雨宿にても仕らせ申す間敷く候。尤も、寺方堂宮にも指し置き申す間敷く候。また、牢人の儀は何人によらず御役人中迄申し上げ、御指図次第に仕るべく候。御指図これ無く候者村中に置き申す間敷く候。手負い、その外不審なる者参り候はば、村に留め置き、早速御注進申し上ぐべく候。若し疑わしき者山林に住居申すて見当たり申し候はば、早々庄屋迄申し届け、御注進申し上ぐべく候。その内他處へ参り候はば、境い目迄見届け、申し上ぐべく候事。

一、新酒屋の儀堅く仕る間敷く候。たばこの儀本田烟を作り申す儀堅く仕る間敷く候事。

一、御家中御歴々の儀は申すに及ばず、諸奉公人衆迄慮外仕る間敷く候。並びに諸國の御侍衆御通りの時分も同然の事。

一、惣百姓の衣類は布、木綿の外、絹類一切着用仕る間敷く候、並びに長脇差しきし申す間敷く候事。

一、祭礼、よめ取りその他祝儀仏事等、成るべく軽く仕り、惣百姓は不似合の奢りケ間敷儀一切仕る間敷く候。並びに食物等に至る迄費これ無き様に仕るべく候事。

一、博奕は申すに及ばず、慰みの諸勝負、かりそめにも仕らせ申す間敷き事。

一、往還の道橋、御触れ御座なく候とも、悪敷所は繕い申すべく候事。

一、御免御札申し請けず、鉄砲持ち申す間敷く候、その外御札申し請けず、諸殺生堅く仕る間敷く候事。

一、御林は申し上ぐるに及ばず、村山、家居根山たり共一切御切手これなく、猥りに竹木伐り申す間敷く候。

入用の節は御切手申し請け、指図請けられ申すべく候。

一、御役人衆または御手代衆、穀留御足輕衆、御役人衆の御内衆に至る迄、金銀米錢その外軽き品にても、進物の儀は申すに及ばず、貸し申す儀も一切仕る間敷く候。その上非法なる儀御座候はば、早々申し上ぐべく候。当日隠し置き、後日に申す間敷く候。並びに、御役人衆郷中迄御出成され候時分は、その村に有り合わせ申す物にて軽く賄い仕り、百姓費これなく様に仕るべく候。御納方穀留足輕迄も一汁一菜の外、何にても出し申す間敷く候。勿論酒一円に出し申す間敷く候。

一、公儀御法度何事によらず、いよ／＼堅く相守り申すべく候。並びに公儀御触状は申すに及ばず、その外諸事御廻状に限らず、昼夜きっと相届け申すべく候事。

右式拾ヶ条の趣、庄屋、名頭、五人組、惣百姓壱人も残らず判形仕り、差し上げ申す上は、少しも相背き申す間敷く、若し違背の者御座候はば、きっと仰せ付けらるべく、後日の為、連判一札、依つて件の如し。」

注 切添『自己所有地統きの土地を開墾してつくつた耕地。

公事 訴え。

納所 納入の意。なつしよとも読む。

諸色 江戸時代小物成の異名。桑、楮、茶、漆、コモなど小物成年貢の対象物のこと。

往来 往來手形の略。

内夫 うちうちの使用人のこと。

ただし、この史料そのものは享保年中（一七一六～三六）のものであるが、内容的には寛文、延宝期のものも含んでいる。唐津藩で五人組帳前書が作成されたのは寛文年中（一六六一～七三）と推定され、その後、何カ条かは加除されている。しかし主要部分は不变であり、藩政末期の安政期（一八五四～六〇）の前書は、二十五カ条から

なるが、享保期のこの史料と、一字一句違わない条項が十八カ条もある。

十二 忠朝の佐倉転封

延宝五年（一六七七）五月、幕府は、忠朝、島原城主の松平忠房、及び長崎奉行の二人に対し、長崎に事件が起きたときは、奉行は忠朝、忠房と相談し、両人の連署を得て江戸に報告をすること、江戸に報告する余裕もない緊急事には忠朝、忠房は長崎に駆けつけて、応急の措置をとるようにと命じた。島原と唐津の両藩が交代で長崎巡視を行なうようになったのは、このときが始まったようだ。

同年七月、出羽守忠朝は幕府老中の重職に任せられ、出羽守を加賀守と改めるよう命ぜられた。唐津城主在任中に幕府老中に任せられたのは、前にも後にもこの忠朝だけだが、その年の暮れの定期叙爵で従四位下に昇格し、翌六年正月二十三日には下総の佐倉へ転封になつた。忠朝の転封に際しては特に、金三万両が貸し下げられた。

三万両の内訳は、金二万両を小判で、残りは丁銀で六百貫目。その返済方法は、一年に金一千両と銀六十貫目あての十カ年賦であつた。日ごろから將軍家綱の特別な思いやりによるものだろう。転封に際しては、特に下知状が下され、

「百石に一夫一馬を出し、二日路をくるべし。租税未進は棄捐たるべし。喧嘩口論停禁せられぬ。もし違背の者あらば、双方誅戮すべし。万一荷担せば、その罪本心よりおもかるべし。藩士戎具諸器械はその心に任せし。奴僕普代にあらざるは、主従心のままにはかるべし。竹木一切きり取るべからず。負債は券契にしたがいはからうべし。押買狼籍すべからず。種借の事は倉廩（米倉）より出し、かしあたえる事疑いなきは、今秋かえし収めしむべし。未進（年貢米未納のこと）の償とする婢僕は、主従の心によるべし。但し、二十年を過ぎしは譲代たるべし。此の条件かたく令せらるるところなり、若違背せば嚴刑に処せらるべきものなり。」

とあり、城主の交代について、これだけの行き届いた下知状が下されたのは珍しい。（『徳川実紀』第五編）

注　棄捐　捨てさせること。棒引きのこと。

券契　証文。

譲代たるべし　この場合は世襲にしてよいの意か。常雇いにしてよいの意か。

十三 幡隨院長兵衛

玄海町史には直接関係はないがこの大久保氏の時代、唐津領久保村（相知町）出身で江戸に上り、男の中の男とたたえられた幡隨院長兵衛がいる。

長兵衛は二十歳のころ人入れ稼業を営んでいたが、当時の江戸は豊臣の殘党や浪人たちのたまり場、いつの間にか市中には侠客仲間が出来、いっぽう直參の旗本武士たちの中には水野組、白柄組などと称して、江戸市民に無理難題をかける暴力団も出来ていた。

なかでも水野組の十郎左衛門と長兵衛との反目は日々激しくなり、慶安三年（一六五〇）四月三日、長兵衛は奸計と知りつつ、招かれた水野邸で惨殺された。その後、町奉行所の吟味で十郎左衛門は切腹、家取りつぶし、配下の五十七名も処罰されたが、長兵衛方には何のお構いなしの申し渡しがあって落着したという。以来、松浦人が誇る話題の一つとして伝えられてきている。



幡隨院長兵衛誕生之地碑
(昭和五年建設 相知町久保)